

容器包装利用・製造等実態調査の概要と 調査票の記入方法について

目 次

I. 調査の概要	P2
II. 回答調査票について	P9
容器包装の「利用」・「製造等」を行っていない場合	
容器包装の「利用」・「製造等」を行っている場合	
III. 回答例 ※別資料「容器包装利用・製造等実態調査記入例」より抜粋	P14
【記入例1(P5)】 複数の業務で容器を利用する場合(例:酒造会社)	P14
【記入例3(P12)】 容器製造等事業者の場合(例:ガラスびん製造会社)	P20
【記入例4(P14)】 委託生産・輸入を行っている場合(例:百貨店)	P25
【記入例8(P24)】 利用事業者以外からの製造委託があった場合(例:プラ製容器製造・加工会社)	P31
【記入例9(P26)】 商品に複数の容器包装を用いる場合(例:化粧品会社)	P36
【記入例10(P28)】 小売に際してレジ袋を用いる場合(例:スーパー等)	P41
【記入例12(P33)】 事業所で自ら商品を製造し、販売している場合(例:ケーキ店)	P46
IV. よくある質問・回答の提出方法・当調査に関するお問合せ先	P51

令和2年6月

I. 調査の概要

【調査の必要性】

- 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」により、特定事業者（容器を製造している事業者、容器包装を利用している事業者、輸入業者）は、容器包装を利用・製造した量に応じた再商品化（リサイクル）の義務を負うことが定められています。
- 個々の事業者の再商品化義務量は、国が毎年度公表する「量」・「比率」等に基づいて算出されます。

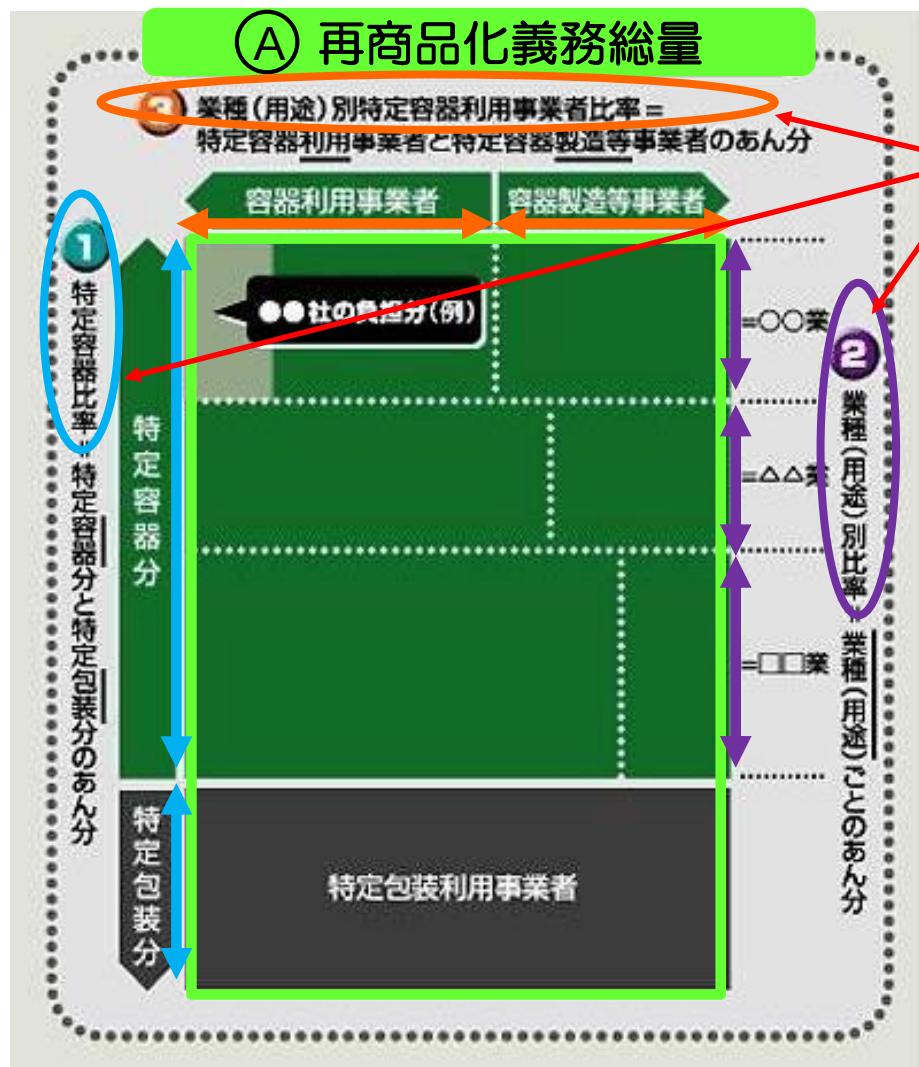
本調査は、この「量」・「比率」等を定めるために毎年度実施

定められた「量」・「比率」等により、各事業者の責任割合が決定

重要な調査であり、より正確な比率を算出するためには、
より多くのデータが必要

- 再商品化義務量を決定するための調査であることから、基本的に悉皆調査を行うべきものであるが、そのためには膨大な調査が必要となるため、標本調査として毎年度実施することとしています。

(参考)「量」・「比率」について



本調査により得られたデータを集計、分析し、これらの比率を求めます。

① 再商品化義務総量

全国の特定事業者全体で再商品化しなければならない義務量の総量です。

② 特定容器比率

容器分と包装分とに分けます。

③ 業種(用途)別比率

業種(用途)に応じた比率であん分します。

④ 業種(用途)別特定容器利用事業者比率

「利用」と「製造等」に応じた比率であん分します。

※①、②～④は国が調査して、年度ごとに決定し、発表します。

【調査対象業種・数】

◆対象業種：

（経済産業省分）製造業、卸売業及び小売業

（農林水産省分）食料品製造業、卸売業及び小売業、外食産業、農林漁家等

◆調査票発送数：全国 36,196事業体（標本調査）

【調査事項】

再商品化義務の対象となる容器包装の製造・利用実態につき企業毎に次の事項を調査します。

- ・ 全従業員数、総販売額の区分
- ・ 連絡先
- ・ 業務別販売額
- ・ 容器利用事業者の容器包装の利用量
- ・ 容器包装を用いた製品の販売額、その流通経路
- ・ 容器メーカーの容器の出荷先、出荷量及び販売額

【調査結果の利用】

調査結果は再商品化義務を履行する事業者が、自身の再商品化義務量を算出する時に必要となる「**数量：容器包装廃棄物の業種別排出量等**」及び「**比率：業種別の分担比率等**」を国が算定する際の基礎資料として用います。

◆「容器包装」とは（調査対象とするもの）



無色、茶色、その他の色のガラス容器

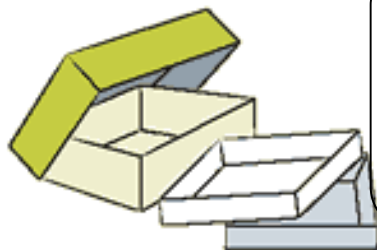
ガラス容器



飲料、食料品（しょうゆ、乳飲料、しょうゆ加工品、みりん風調味料、食酢調味酢、ドレッシングタイプ調味料、料理酒、クッキングワイン）、酒用

上記以外のペットボトルはプラスチック製容器になる。

ペットボトル



紙箱、紙袋、紙トレイ、包装紙など

アルミ箔を使用しない飲料用紙パックは含まない。

紙製容器包装



プラスチックボトル、発泡スチロールトレイ・カップ、レジ袋、ラップフィルムなど

プラスチック製容器包装

※ 複合素材の場合は、素材のうち最も重いものに分類します

◆ 容器包装の「利用」・「製造等」とは

「利用」

- ① 商品を容器に**入れたり**、包装で**包んだり**すること
- ② 容器に**入れられたり**、包装に**包まれた商品を輸入**すること
- ③ 上記①、②を**他者に委託**すること

「製造等」

- ① **容器を製造**すること
- ② **容器を輸入**すること
- ③ 上記①、②を**他者に委託**すること

Ⅱ. 簡易回答票・実態調査票への回答

◆ 容器包装の「利用」・「製造等」を行っていない場合



政府統計

令和2年度 容器包装利用・製造等実態調査

秘

容器包装利用・製造等実態調査票

農林水産省・経済産業省

◆ 一般注意

1. 本調査は、特定事業者の再商品化義務量、業種別の負担割合等について定めるための基礎情報を得る調査です。皆様にご協力いただけない場合、算出結果が実態と乖離し、各事業者の再商品化義務量も実態と異なってしまうおそれがありますので、ご協力をお願いいたします。
2. 調査票は、事業所（工場等）ごとではなく企業単位でご回答ください（農業事業者等は業体単位でご回答ください）。
3. 数値記入の質問は、すべて令和元年度（平成31年度）の実績（出ない場合は直近年度の実績）を記入してください。
4. 本調査へは（公財）日本容器包装リサイクル協会の再商品化委託申込を行われた方もご回答ください（詳細は『Q&A集』のQ2をご参照ください）。

○本調査において「容器包装」とは、以下のa)～d)に示す容器や包装を指します。

- a) ガラスびん
- b) ペットボトル（食料品（乳飲料、しょうゆ、しょうゆ加工品等）用、清涼飲料用、酒類用）
- c) 紙製容器包装（主として紙製の箱、袋、カップ、包装紙などを指します。ただし、段ボールと紙バック（アルミの利用されていないもの）は除きます）
- d) プラスチック製容器包装（主としてプラスチック製の箱、ボトル、カップ、袋などを指します。ただし、上記b)のペットボトルは除きます）

※詳細は『記入上の注意』P5「容器包装に関する基本的考え方」をご参照ください。

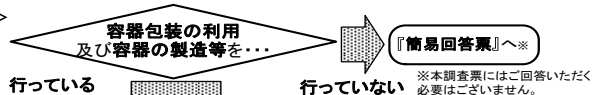
○容器包装の「利用」、容器の「製造等」とは、それぞれ以下の①～③を指します。

（利用）①商品に容器に入れたり、包装で包んだりすること、②容器に入れられたり、包装で包まれた商品を輸入すること、③前記①、②を他者に委託すること

（製造等）①容器を製造すること、②容器を輸入すること、③前記①、②を他者に委託すること

※詳細は『記入上の注意』P2の2（2）～（3）（委託についてはP8）をご参照ください。

<回答の手順>



フェイスシートに記入（P1）

1 貴社（あなた）の業務の内容とその販売額について回答（P2）

2 容器包装の利用又は製造等の形態に

②でア、オを選択

②でイ、カを選択

3-1 ①～⑥

容器包装の利用の量及び販売額

3-2 ①～⑥

容器の利用の量及び販売額

※3、4どちらも回答いただく場合もあります。該当するもの全てにご回答ください。

◎別紙『記入上の注意』をよくお読みの上、以下の問いにお答えください。

問 貴社（あなた）の業務において、容器包装の利用、容器の製造等を行っていますか。

1. 行っている

2. 行っていない

本票にご回答ください。

※営んでいる業務において容器包装の利用及び製造等をまったく行っていない場合でも、『簡易回答票』に記入の上、ご返送ください。

フェイスシート

貴社名：

部署名

住所：

電話：

メールアドレス：

簡易回答票へ記入し
返送してください

容器包装を利用・製造していない事業者のデータも
量・比率等の決定に反映させる必要がある重要な
データとなります

a.～c.の該当するもの1つに○を付けてください。

f.～h.の該当するもの1つに○を付けてください。

※『記入上の注意』P2参照

り、2億4千万円超

簡易回答票

容器包装の利用・製造等を行っていない事業者用
簡易回答票

◎営んでいる業務において容器包装の利用及び製造等をまったく行っていない場合でも、本用紙に記入した上で、返送してください。

農林水産省・経済産業省

【FAX送信先】

本調査の結果は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく再商品化義務量の算定に必要な量、比率等を主務大臣が定める際の基礎資料以外の目的には使用いたしません。また、この調査により報告された記入内容は、統計法により秘密が保護されます。

容器包装利用・製造等実態調査事務局 行
FAX番号 0120-212-205

① 貴社名：
部署名：
住所：〒 -
電話：
メールアドレス：

※住所欄につきましては、本調査票の送付先と現住所が異なる場合のみご記入いただければ結構です。

●以下の設問（1.、2.）の両方について、該当するものに○をしてください。

② 1. 令和2年3月末時点での従業員数
※『記入上の注意』P1参照

a. 5人以下
b. 6人以上 20人以下
c. 21人以上

2. 令和元年度（平成31年度）総販売額
※『記入上の注意』P2参照

ア. 7千万円以下
イ. 7千万円超 2億4千万円以下
ウ. 2億4千万円超

← a.～c.の該当するもの1つに○を付けてください。
← ア.～ウ.の該当するもの1つに○を付けてください。

●貴社（あなた）の業務の内容とその販売額

貴社（あなた）の営む業務ごとに、令和元年度（平成31年度）（事業年度）の販売額を記入してください。

	販売額（単位：百万円）					
	兆	億	百万	円		
I. 農林業としての販売額						
II. 漁業としての販売額						
III. 製造業としての販売額						
IV. 卸・小売業としての販売額						
V. 飲食店としての販売額						
VI. その他の業（建設業、サービス業等）としての販売額						

※詳細は『記入上の注意』P2「1 貴社（あなた）の業務の内容とその販売額について」を参照ください。

ご協力ありがとうございました。

＜簡易回答票に関するお問い合わせ先＞
容器包装利用・製造等実態調査事務局 お問い合わせセンター
電話：03-5302-6818
（土、日、祝日を除く、AM9:00～PM6:00）

容器包装の利用・製造を行っていない場合でも回答をお願いします

別資料「容器包装利用・製造等実態調査記入例」の【記入例6（P20）】も併せてご参照ください

簡易回答票に記入

①企業名、部署名、住所、電話番号、メールアドレス

②従業員数、総販売額

③業務ごとの販売額

◆FAXで返送の場合

FAX番号：0120-212-205

◆郵送の場合

調査票に同封の返信用封筒にて投函

◆ 容器包装の「利用」・「製造等」を行っている場合

実態調査票



政府統計

令和2年度 容器包装利用・製造等実態調査

本調査の結果は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく再商品化義務量の算定に必要な量、比率等を主務大臣が定める際の基礎資料以外の目的には使用いたしません。
また、この調査により報告された記入内容は、統計法により秘密が保護されます。

秘 容器包装利用・製造等実態調査票

農林水産省・経済産業省

◆ 一般注意

1. 本調査は、特定事業者の再商品化義務量、業種別の負担割合等について定めるための基礎情報を得る調査です。皆様にご協力いただけない場合、算出結果が実態と乖離し、各事業者の再商品化義務量も実態と異なってしまいますので、ご協力をお願いいたします。
2. 調査票は、事業所(工場等)ごとではなく企業単位でご回答ください(農業事業体等は業体単位でご回答ください)。
3. 数値記入の質問は、すべて令和元年度(平成31年度)の実績(出ない場合は直近年度の実績)を記入してください。
4. 本調査へは(公財)日本容器包装リサイクル協会の再商品化委託申込みを行われた方もご回答ください(詳細は『Q&A集』のQ2をご参照ください)。

○本調査において「容器包装」とは、以下のa)～d)に示す容器や包装を指します。

- a) ガラスびん
- b) ペットボトル(食料品(乳飲料、しょうゆ、しょうゆ加工品等)用、清涼飲料用、酒類用)
- c) 紙製容器包装(主として紙製の箱、袋、カップ、包装紙などを指します。ただし、段ボールと紙バック(アルミの利用されていないもの)は除きます)
- d) プラスチック製容器包装(主としてプラスチック製の箱、ボトル、カップ、袋などを指します。ただし、上記b)のペットボトルは除きます)

※詳細は『記入上の注意』P5「容器包装に関する基本的な考え方」をご参照ください。

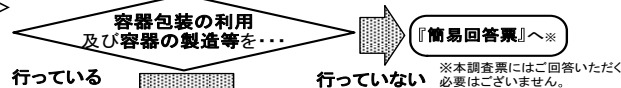
○容器包装の「利用」、容器の「製造等」とは、それぞれ以下の①～③を指します。

(利 用) ①商品に容器に入れたり、包装で包んだりすること、②容器に入れられたり、包装で包まれた商品を輸入すること、③前記①、②を他者に委託すること

(製造等) ①容器を製造すること、②容器を輸入すること、③前記①、②を他者に委託すること

※詳細は『記入上の注意』P2の2(2)～(3)(委託についてはP8)をご参照ください。

< 回答の手順 >



フェイスシートに記入(P1)

1 貴社(あなた)の

2 容器包装の利用

2でア、オを選択

3-1 へ(P4～6)

容器包装の利用の量及び販売額

容器の利用の量及び販売額

容器の製造等の量及び販売額

※3、4どちらも回答いただく場合があります。該当するもの全てにご回答ください。

◎別紙『記入上の注意』をよくお読みの上、以下の問いにお答えください。

問 貴社(あなた)の業務において、容器包装の利用、容器の製造等を行っていますか

1. 行っている

2. 行っていない

本票にご回答ください。

※封してあります簡易回答票にご回答ください。(本票への回答)

フェイスシート

貴社名:

部署名:

住所: 〒

※本調査票の送付先と異なる場合はご記入ください

電話:

※ご担当者様に連絡が可能な番号をご記入ください

メールアドレス:

1. 令和2年3月末時点での従業員数

※『記入上の注意』P1参照

a. 5人以下

b. 6人以上 20人以下

c. 21人以上

a.～c.の該当するもの1つに○を付けてください。

2. 令和元年度(平成31年度)総販売額

※『記入上の注意』P2参照

ア. 7千万円以下

イ. 7千万円超 2億4千万円以下

ウ. 2億4千万円超

ア.～ウ.の該当するもの1つに○を付けてください。

ご担当者様へご連絡が可能な先をご記入ください

1 貴社（あなた）の業務の内容とその販売額について

◎貴社（あなた）の業務の内容としてあてはまる**すべての業務の番号に○を付け、業務ごとに令和元年度（平成31年度）（事業年度）の販売額**を記入してください。

- ・業務は日本標準産業分類に準じます。
- ・主たる業務だけではなく、あてはまるすべての業務の販売額を記入してください（**容器包装に関連する販売額のみではありません**）。

- ・金額は、百万円未満を四捨五入して、「百万円」まで記入してください。
- ・販売額とは各業の売上高を意味し、農業にあっては農産物販売額、漁業にあっては漁獲物販売額、林業にあっては林産物販売額、製造業にあっては製造品出荷額、卸売業及び小売業にあっては商品販売額を、それぞれ記入してください。
- ・販売額には、消費税を含めた額を記入してください。
- ・為替レートは決算時のものを使用してください。

業 務	令和元年度（平成31年度）販売額（百万円）									
I. 農林業としての販売額			兆					億		百万円
II. 漁業としての販売額			兆					億		百万円
III. 製造業としての販売額			兆					億		百万円
IV. 卸・小売業としての販売額			兆					億		百万円
V. 飲食店としての販売額			兆					億		百万円
VI. その他の業（建設業、サービス業等）としての販売額			兆					億		百万円

※農家であってもジュースを工場・作業所で製造している場合、その分の販売額は清涼飲料製造業（Ⅲ. 製造業としての販売額）として記入してください。

※商品を輸入して販売している場合は、IV. 卸・小売業としての販売額の欄に回答してください。ただし、医薬品を中身だけ輸入して、国内で容器に入れて販売している場合、その販売額は「IV. 卸・小売業としての販売額」ではなく、「III. 製造業としての販売額」の欄にご記入ください。

※製造小売業の販売額については、「IV. 卸・小売業としての販売額」の欄に記入してください。ただし、小売するものが飲食料であって店内に飲食スペースがあり、飲食店業務が主業である場合は「V. 飲食店としての販売額」の欄に記入してください。

2 容器包装の利用又は製造等の形態について

◎貴社（あなた）が利用又は製造している容器包装の形態（ア～ク）ごとに該当する記号すべてに○の営む業務によっては同じ容器包装でも利用しますので、ここでは、それらすべてについてお

◎次にその○を付けた記号の右側の『ご回答いた

《回答欄について》

（対象となる容器包装）

利用・製造等している容器包装材が回答欄の否かは、別紙『記入上の注意』P5～7の「容」をご参照ください。

注）以下の整合にご留意ください

・表1で回答の販売額の合計額

・フェイスシート（調査票1ページ）の

令和元年度（平成31年度）の総販売額の選択回答

2. 令和元年度
（平成31年度）
総販売額

※『記入上の注意』P2参照

ア. 7千万円以下

イ. 7千万円超 2億4千万円以下

ウ. 2億4千万円超

◆ 回答の手順と回答欄の構成

(チェックを実施)

Step1: 委託・受託の関係がある商品か否か

Step2: 容器包装利用・製造等の形態を選択

Step3: 利用・製造等をしている容器包装の種類を選択

(対応の回答欄)

対応する回答欄にて
容器包装利用量等を
業種別に回答

【2 回答欄(容器包装別/容器包装利用・製造等の形態別チェックシート)】

貴社(あなた)の容器包装利用・製造等の形態(ア～ク)で該当するものすべてを選択してください。次に右の欄で、形態ごとにあてはまる容器包装の種類(a～h)すべてに○を付けてください。

左で選択した容器包装の利用・製造等の形態において、あてはまる容器包装(a～h)すべてに○をつけた上で、該当する形態ごとに、欄外右の『ご回答いただく設問』で示された設問にお進みください。

		容器包装利用・製造等の形態 (ア～クのうち該当するものすべて選択してください。)	利用・製造等している容器包装の種類							
			a. ガラス びん (無色)	b. ガラス びん (茶色)	c. ガラス びん (a, b. 以外)	d. ペット ボトル	e. 紙製 容器	f. プラスチック製 容器	g. 紙製 包装	h. プラスチック製 包装
委託・受託の関係がない商品	ア	自ら製造又は輸入した商品を 国内で購入した容器に入れている。もしくは、 包装に包んでいる。 又は、商品の販売(小売)にあたり、商品を 国内で購入した容器に入れている。もしくは、 包装に包んでいる。 又は、包装に包まれた商品を、輸入している。	a	b	c	d	e	f	g	h
	イ	自ら製造又は輸入した商品を 自ら製造又は輸入した容器に入れている。 又は、商品の販売(小売)にあたり、商品を 自ら製造又は輸入した容器に入れている。 又は、容器に入れられた商品を、輸入している。	a	b	c	d	e	f		
	ウ	容器を、製造又は輸入している。	a	b	c	d	e	f		
	エ	上記ア～ウ以外【容器の利用・製造・輸入は行っていない/包装材の製造・輸入のみを行っている 等】	a	b	c	d	e	f		
委託・受託の関係がある商品	オ	商品の容器包装への充填や梱包のみについて受委託があり、 その委託者である。(充填委託) ※『記注』P8の1.(1) Aに該当 又は、商品の容器包装への充填や梱包に加え、 中身商品の製造・輸入や、販売について受委託があり、 容器包装の素材、構造、自己の商標使用等の決定権をもつ。 (プライベートブランド等) ※『記注』P8の1.(2) (3) Aに該当 又は、包装に包まれた商品の輸入について受委託があり、 容器包装の素材、構造、自己の商標使用等の決定権をもつ。	a	b	c	d	e	f	g	h
	カ	容器に入れられた商品の輸入について受委託があり、 容器の素材、構造、自己の商標使用等の決定権をもつ。	a	b	c	d	e	f		
	キ	容器の製造又は輸入について受委託があり、 受託者である(容器利用事業者の委託の場合)又は、容器の 素材、構造、自己の商標使用等の決定権をもつ(容器利用事業者 以外の委託の場合)。 ※『記注』P8の2.(1) (2) Bに該当	a	b	c	d	e	f		
	ク	受委託関係にあるが、上記オ～キに該当しない。	a	b	c	d	e	f		

『ご回答いただく設問』

(ア～クのうち複数の設問に該当する場合、
複数の設問にお進みいただくことがあります。)

回答欄3-1へ

回答欄3-2へ

回答欄4へ

この先の質問に回答する
必要はございません。

回答欄3-1へ

回答欄3-2へ

回答欄4へ

この先の質問に回答する
必要はございません。

◆ 回答欄記入上の基本的な留意事項

注1) 表につき業種を1つのみ選択してください
 ⇒ 業種が複数の場合は、その業種数分
 表をご記入ください

回答欄3-1

3-1 容器包装の利用の量及び販売額

注4)

注4)

- ・④⑤の値は、③の内数
- ・④+⑤の合計値が③と一致

③国内利用量

= ④自主回収認定容器利用量
 + ⑤容器包装利用量

回答欄	商品から見た業種	注2) 容器包装の種類	①：容器包装 利用商品 販売額 (百万円)	②：輸出品 利用量(kg)	③：国内 利用量(kg)	④：自主回収 認定容器 利用量(kg)	⑤：容器包装 利用量 (③-④)(kg)	⑥：自主回収 認定容器分を 除く容器包装 回収量(kg)		⑦：③-④-⑥の うち業務用 出荷容器 包装量(kg)	⑧：家庭系 排出比率(%)
	あてはまる業種番号に 各欄1つだけ○を付け てください。				※中身重量は含み ません(他の欄も 同様)		※③-④の値が入り ます。				⑥、⑦がわからない場合 は⑧欄に記入してくださ い ↓
3 1	注1) 1. 食料品 2. 清涼飲料等 3. 酒類 4. 油脂加工等 5. 医薬品 6. 化粧品等 7. 小売業 8. その他	a. ガラスびん(無色)	百万円		kg	kg	kg	kg	kg	kg	%
		b. ガラスびん(茶色)	百万円		kg	kg	kg	kg	kg	kg	%
		c. ガラスびん(a.b以外)	百万円		kg	kg	kg	kg	kg	kg	%
		d. ペットボトル (飲料・しょうゆ・しょうゆ加工品等・酒用)	百万円		kg			kg	kg	kg	%
		e. 紙製容器	百万円	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	%
		f. プラスチック製容器	百万円	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	%
		g. 紙製包装			kg				kg	kg	%
		h. プラスチック製包装			kg				kg	kg	%

注3)

注5)

注2) 量・比率の決定に重要な項目のため、
 ①容器包装利用商品販売額 は記入必須です

注3) ①容器包装利用商品販売額が0以上の
 場合は、③国内利用量を必ずご記入ください

注5)

- ・⑥⑦の値は、⑤の内数
- ・⑥+⑦の合計値が⑤と一致

⑤容器包装利用量

= ⑥自主回収認定容器分を除く
 容器包装回収量 + ⑦の値

回答欄3-2

3-2 容器の利用の量及び販売額

回答欄	商品から見た業種 （あてはまる業種番号に各欄1つだけ○を付けてください。）	容器の種類	①：容器包装 利用商品 販売額 （百万円）	②：輸出品 利用量(kg)	③：国内 利用量(kg) ※中身重量は含み ません（他の欄も 同様）	④：自主回収 認定容器 利用量(kg)	⑤：容器包装 利用量 （③-④）(kg) ※③-④の値が入 ります。	⑥：自主回収 認定容器分を 除く容器包装 回収量(kg)		⑦：③-④-⑥の うち業務用 出荷容器 包装量(kg)	⑧：家庭系 排出比率(%) ↓ ⑥、⑦がわからない場合は ⑧欄に記入してください
3 2	1. 食料品 2. 清涼飲料等 3. 酒類 4. 油脂加工等 5. 医薬品 6. 化粧品等 7. 小売業 8. その他 〔1つだけ〕 ○	a. ガラスびん（無色）	百万円		kg	kg	kg	kg	kg	kg	%
		b. ガラスびん（茶色）	百万円		kg	kg	kg	kg	kg	kg	%
		c. ガラスびん（a. b以外）	百万円		kg	kg	kg	kg	kg	kg	%
		d. ペットボトル （飲料・しょうゆ・しょうゆ加工品等・酒用）	百万円		kg			kg	kg	kg	%
		e. 紙製容器	百万円	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	%
		f. プラスチック製容器	百万円	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	%

回答欄4

4 容器の製造等の量及び販売額

回答欄	出荷対象業種 （容器に入れる商品の業種） 〔1つだけ○〕	容器の種類	単位					
			a. ガラスびん （無色）	b. ガラスびん （茶色）	c. ガラスびん （a. b以外）	d. ペットボトル （飲料、しょうゆ、しょうゆ 加工品等、酒用）	e. 紙製容器	f. プラスチック 製容器
4	1. 食料品 2. 清涼飲料等 3. 酒類 4. 油脂加工等 5. 医薬品 6. 化粧品等 7. 小売業 8. その他	①： 容器の販売額(百万円)	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
		②： 国内出荷量(kg)	kg	kg	kg	kg	kg	kg
		③： 回収容器量(kg)	kg	kg	kg	kg	kg	kg
		④： ②-③のうち業務用出荷容器量(kg)	kg	kg	kg	kg	kg	kg
4	1. 食料品 2. 清涼飲料等 3. 酒類 4. 油脂加工等 5. 医薬品 6. 化粧品等 7. 小売業 8. その他	①： 容器の販売額(百万円)	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
		②： 国内出荷量(kg)	kg	kg	kg	kg	kg	kg
		③： 回収容器量(kg)	kg	kg	kg	kg	kg	kg
		④： ②-③のうち業務用出荷容器量(kg)	kg	kg	kg	kg	kg	kg

【記入例1(P5)】 複数の業務で容器を利用する場合(例:酒造会社)

○×酒造株式会社

◆事業規模 : 従業者数 30人

総販売額 10億4千万円

◆業務内容

①酒類(清酒)の製造販売

年間販売額 10億円(百万本)

清酒・・・無色のガラスびん、茶色のガラスびんに入れて販売



②清涼飲料の製造販売

年間販売額 4千万円

ジュース・・・無色のガラスびん、ペットボトルに入れて販売



※容器はすべて国内で購入

【ポイント】: ペットボトルを利用又は製造等している場合、ボトル本体はペットボトルの欄、ふたはプラスチック製容器の欄、ラベルはプラスチック製包装の欄に記入する。



政府統計

令和2年度 容器包装利用・製造等実態調査

本調査の結果は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく再商品化義務量の算定に必要な量、比率等を主務大臣が定める際の基礎資料以外の目的には使用いたしません。
また、この調査により報告された記入内容は、統計法により秘密が保護されます。

（秘） 容器包装利用・製造等実態調査票

農林水産省・経済産業省

◆一般注意

1. 本調査は、特定事業者の再商品化義務量、業種別の負担割合等について定めるための基礎情報を得る調査です。皆様に協力いただけない場合、算出結果が実態と乖離し、各事業者の再商品化義務量も実態と異なってしまうおそれがありますので、ご協力をお願いいたします。
2. 調査票は、事業所(工場等)ごとではなく**企業単位**でご回答ください(農業事業体等は業体単位でご回答ください)。
3. 数値記入の質問は、すべて**令和元年度(平成31年度)の実績**(出ない場合は直近年度の実績)を記入してください。
4. 本調査へは、**〈公財〉日本容器包装リサイクル協会の再商品化委託申込を行われた方**もご回答ください(詳細は『Q&A集』のQ2をご参照ください)。

○本調査において「容器包装」とは、以下のa)～d)に示す容器や包装を指します。

- a) ガラスびん
- b) ペットボトル(食料品(乳飲料、しょうゆ、しょうゆ加工品等)用、清涼飲料用、酒類用)
- c) 紙製容器包装(主として紙製の箱、袋、カップ、包装紙などを指します。ただし、段ボールと紙バック(アルミの利用されていないもの)は除きます)
- d) プラスチック製容器包装(主としてプラスチック製の箱、ボトル、カップ、袋などを指します。ただし、上記b)のペットボトルは除きます)

※詳細は『記入上の注意』P5「容器包装に関する基本的な考え方」をご参照ください。

○容器包装の「利用」、容器の「製造等」とは、それぞれ以下の①～③を指します。

(利 用) ①商品を容器に入れたり、包装で包んだりすること、②容器に入れられたり、包装で包まれた商品を輸入すること、③前記①、②を他者に委託すること

(製造等) ①

※詳細は

<回答

◆事業規模

従業員数 : 30人

総販売額 : 10億4千万円

フェイスシートに記入(P1)

1 貴社(あなた)の業務の内容とその販売額について回答(P2)

2 容器包装の利用又は製造等の形態について回答(P2～3)

②でア、オを選択

②でイ、カを選択

②でウ、キを選択

3-1 〆(P4～6)

容器包装の利用の量及び販売額

3-2 〆(P6～7)

容器の利用の量及び販売額

4 〆(P8)

容器の製造等の量及び販売額

※3、4どちらも回答いただく場合もあります。該当するもの全てにご回答ください。

◎別紙『記入上の注意』をよくお読みの上、以下の問いにお答えください。

問 貴社(あなた)の業務において、容器包装の利用、容器の製造等を行っていますか。

1. 行っている

2. 行っていない

本票にご回答ください。

※営んでいる業務において容器包装の利用及び製造等をまったく行っていない場合でも、『簡易回答票』に記入の上、ご返送ください。

フェイスシート

貴社名 :

部署名 :

連 住所 : 〒

※本調査票の送付先と異なる場合はご記入ください

電 話 :

※ご担当者様に連絡が可能な番号をご記入ください

メールアドレス :

1. 令和2年3月末時点での従業員数

※『記入上の注意』P1参照

a. 5人以下

b. 6人以上 20人以下

c. 21人以上

a.～c.の該当するもの1つに〇を付けてください。

2. 令和元年度(平成31年度)総販売額

※『記入上の注意』P2参照

ア. 7千万円以下

イ. 7千万円超 2億4千万円以下

ウ. 2億4千万円超

ア.～ウ.の該当するもの1つに〇を付けてください。

◎貴社（あなた）の業務の内容としてあてはまる**すべての業務の番号に○を付け、業務ごとに令和元年度（平成31年度）（事業年度）の販売額を記入してください。**

- ・金額は、百万円未満を四捨五入して、「百万円」まで記入してください。
- ・販売額とは各業の売上高を意味し、農業にあっては農産物販売額、漁業にあっては漁獲物販売額、林業にあっては林産物販売額、製造業にあっては製造品出荷額、卸売業及び小売業にあっては商品販売額を、それぞれ記入してください。
- ・販売額には、消費税を含めた額を記入してください。
- ・為替レートは決算時のものを使用してください。

- ・業務は日本標準産業分類に準じます。
- ・主たる業務だけではなく、あてはまるすべての業務の販売額を記入してください（容器包装に関連する販売額のみではありません）。

業 務	令和元年度（平成31年度）販売額（百万円）										
I. 農林業としての販売額			兆				億			百万	円
II. 漁業としての販売額			兆				億			百万	円
III. 製造業としての販売額			兆			1 0	億	4 0		百万	円
IV. 卸・小売業としての販売額			兆				億			百万	円
V. 飲食店としての販売額			兆				億			百万	円
VI. その他の業（建設業、サービス業等）としての販売額			兆				億			百万	円

※農家であってもジュースを工場・作業所で製造している場合、その分の販売額は清涼飲料製造業(「Ⅲ. 製造業としての販売額」として記入してください。

※商品を輸入して販売している場合は、Ⅳ．卸・小売業としての販売額」の欄に回答してください。ただし、医薬品を中身だけ輸入して、国内で容器に入れて販売している場合、その販売額は「Ⅳ．卸・小売業としての販売額」ではなく、「Ⅲ．製造業としての販売額」の欄にご記入ください。

※製造小売業の販売額については、「IV.卸・小売業としての販売額」の欄に記入してください。ただし、小売するものが飲食料であって店内に飲食スペースがあり、飲食店業務が主業である場合は「V.飲食店としての販売額」の欄に記入してください。

◎貴社（あなた）が利用又は製造している容器包装（a.～h.）について、利用・製造等（委託・受託の関係）

の形態（ア～ク）ごとに該当する記号すべてに○を付けてください。（貴社（あなた）の営む業務によっては同じ容器包装でも利用・製造等の形態が異なる場合がありますので、ここでは、それらすべてについてお答えください。）

◎次にその○を付けた記号の右側の『ご回答いただく設問』へお進み

《回答欄について》

(対象となる容器包装)

利用・製造等している容器包装材が回答欄の容器包装 (a. ~h.)

否かは、別紙『記入上の注意』P5～7の「容器包装に関する基本的な考え方」をご参照ください。

①酒類の製造販売 (販売額10億円)

②清涼飲料の製造販売（販売額4千万円）

→ともに「**製造業**」に該当 ①+②=10億4千万円

用又は製造等の形態について」(2)の※をご参照の上、特定容器利用事業者又は特定容器製造等事業者であるかの判断をしてください。

注) インプラントとは、特定容器利用事業者が工場内で容器を製造している場合、例えば、プラスチック製フィルムを原反で購入した食料品メーカーが工場内でそれを基に製袋し、商品化している場合を指します。

【2 回答欄（容器包装別／容器包装利用・製造等の形態別チェックシート）】

貴社（あなた）の容器包装利用・製造等の形態（ア～ク）で該当するものすべてを選択してください。次に右の欄で、形態ごとにあてはまる容器包装の種類（a～h）すべてに○を付けてください。

左で選択した容器包装の利用・製造等の形態において、あてはまる容器包装（a.～h.）すべてに○をつけた上で、該当する形態ごとに、欄外右の『ご回答いただく設問』で示された設問にお進みください。

容器包装利用・製造等の形態 (ア～クのうち該当するものすべて選択してください。)		利用・製造等している容器包装の種類								『ご回答いただく設問』 (ア～クのうち複数の該当する場合、複数の設問にお進みいただくことがあります。)
		a. ガラスびん (無色)	b. ガラスびん (茶色)	c. ガラスびん (a. b. 以外)	d. ペット ボトル	e. 紙製 容器	f. プラスチック製 容器	g. 紙製 包装	h. プラスチック製 包装	
委託・受託の関係がない商品	ア 自ら製造又は輸入した商品を 国内で購入した容器に入れている。もしくは、 包装に包んでいる。 又は、商品の販売（小売）にあたり、商品を 国内で購入した容器に入れている。もしくは、 包装に包んでいる。 又は、包装に包まれた商品を、輸入している。	☒ a	☒ b	☐ c	☒ d	☐ e	☒ f	☐ g	☒ h	→ P4～6の 3-1 へ
	イ 自ら製造又は輸入した商品を 自ら製造又は輸入した容器に入れている。 又は、商品の販売（小売）にあたり、商品を 自ら製造又は輸入した容器に入れている。	☐ a	☐ b	☐ c	☐ d	☐ e	☐ f	☐ g	☐ h	→ P6～7の 3-2 へ
委託・受託の関係がある商品	①酒類の製造販売 ガラスびん(無色・茶色)を使用	☐ a	☐ b	☐ c	☐ d	☐ e	☐ f	☐ g	☐ h	→ P8の 4 へ
	②清涼飲料の製造販売 ガラスびん(無色)、ペットボトルを使用	☐ a	☐ b	☐ c	☐ d	☐ e	☐ f	☐ g	☐ h	→ この先の質問に回答する必要はございません。
	※容器はすべて国内で購入	☐ a	☐ b	☐ c	☐ d	☐ e	☐ f	☐ g	☐ h	→ P4～6の 3-1 へ
	キ 容器の製造又は輸入について受委託があり、 受託者である(容器利用事業者の委託の場合)又は、容器の 素材、構造、自己の商標使用等の決定権をもつ(容器利用事業者 以外の委託の場合)。 ※『記注』P8の2.(1)(2)Bに該当	☐ a	☐ b	☐ c	☐ d	☐ e	☐ f	☐ g	☐ h	
	ク 受委託関係にあるが、上記オ～キに該当しない。	☐ a	☐ b	☐ c	☐ d	☐ e	☐ f	☐ g	☐ h	

注) ペットボトルのキャップ(ふた)は
プラスチック製容器に該当

注) ペットボトルのラベルはプラスチ
ック製包装の欄に該当

①酒類の製造販売

●無色びんの使用量 1本250g × 10万本 = 25,000kg・・・a-③欄

無色びんの清酒は業務用に約4万本(10,000kg相当)を出荷しており、その空きびんを1万本(2,500kg相当)を回収(認定外)している。

業務用 10,000kg (うち回収2,500kg)・・・a-⑥欄 2,500kg、a-⑦欄 7,500kg(10,000－2,500)

家庭用 15,000kg

商品販売額 1本1,000円 × 10万本 = 1億円(100百万円)・・・a-①欄

●茶色びんの使用量 1本1kg × 90万本 = 900,000kg・・・b-③欄

商品販売額 1本1,000円 × 90万本 = 9億円(900百万円)・・・b-①欄

: 自主回収の認定を受けている。 900,000kg・・・b-④欄

茶色びんについては、容り法第18条の「自主回収認定」(大臣認定)を受けている。

3-1 容器包装の利用の量及び販売額

回答欄	商品から見た業種 (あてはまる業種番号に各欄1つだけ○を付けてください。)	容器包装の種類	①：容器包装 利用商品 販売額 (百万円)	②：輸出品 利用量(kg)	③：国内 利用量(kg) ※中身重量は含み ません(他の欄も 同様)	④：自主回収 認定容器 利用量(kg)	⑤：容器包装 利用量 (③-④)(kg) ※③-④の値が入り ます。	⑥：自主回収 認定容器分を 除く容器包装 回収量(kg)	⑦：③-④-⑥の うち業務用 出荷容器 包装量(kg)	⑧：⑥、⑦がわからない場合は⑧欄に記入してください ⑨：家庭系 排出比率(%)
3 1	1. 食料品 2. 飲料等 3. 酒類 4. 油脂加工等 5. 医薬品 6. 化粧品等 7. 小売業 8. その他 (1つだけ) ○	a. ガラスびん(無色)	100 百万円		25,000 kg	0 kg	25,000 kg	2,500 kg	7,500 kg	%
		b. ガラスびん(茶色)	900 百万円		900,000 kg	900,000 kg	0 kg	0 kg	0 kg	%
		c. ガラスびん(a.b以外)	百万円		kg	kg	kg	kg	kg	%
		d. ペットボトル (飲料・しょうゆ・しょうゆ加工品等・酒用)	百万円		kg			kg	kg	%
		e. 紙製容器	百万円	kg	kg	kg	kg	kg	kg	%
		f. プラスチック製容器	百万円	kg	kg	kg	kg	kg	kg	%
		g. 紙製包装			kg			kg	kg	%
		h. プラスチック製包装			kg			kg	kg	%

回答欄	商品から見た業種 (あてはまる業種番号に各欄1つだけ○を付けてください。)	容器包装の種類	①：容器包装 利用商品 販売額 (百万円)	②：輸出品 利用量(kg)	③：国内 利用量(kg) ※中身重量は含み ません(他の欄も 同様)	④：自主回収 認定容器 利用量(kg)	⑤：容器包装 利用量 (③-④)(kg) ※③-④の値が入り ます。	⑥：自主回収 認定容器分を 除く容器包装 回収量(kg)	⑦：③-④-⑥の うち業務用 出荷容器 包装量(kg)	⑧：家庭系 排出比率(%) ⑥、⑦がわからない場合は ⑧欄に記入してください
3 1	1. 食料品 2. 清涼飲料等 3. 酒類 4. 油脂加工等 5. 医薬品 6. 化粧品等 7. 小売業 8. その他 (1つだけ ○)	a. ガラスびん(無色)	10 百万円		25,000 kg	0 kg	25,000 kg	0 kg	0 kg	%
		b. ガラスびん(茶色)	百万円		kg	kg	kg	kg	kg	%
		c. ガラスびん(a, b以外)	百万円		kg	kg	kg	kg	kg	%
		d. ペットボトル (飲料・しょうゆ・しょうゆ加工品等・酒用)	30 百万円		5,000 kg			0 kg	0 kg	%
		e. 紙製容器	百万円	kg	kg	kg	kg	kg	kg	%
		f. プラスチック製容器	30 百万円	0 kg	600 kg	0 kg	600 kg	0 kg	0 kg	%
		g. 紙製包装			kg			kg	kg	%
		h. プラスチック製包装			400 kg			0 kg	0 kg	%

②清涼飲料の製造販売

- **無色びんの使用量** 1本250g × 10万本 = **25,000kg** a-③欄
商品販売額 1本100円 × 10万 = 1000万円(10百万円) a-①欄
: 全て家庭向けに販売。回収はしていない。a-④、⑥、⑦欄 0kg
- **ペットボトル使用量** 1本25g × 20万本 = **5,000kg** d-③欄
商品販売額 1本150円 × 20万 = 3000万円(30百万円) d-①欄
: 全て家庭向けに販売。回収はしていない。d-⑥、⑦欄 0kg
- **ペットボトルのふた使用量** 1本3g × 20万本 = **600kg** f-③欄(プラスチック容器)
商品販売額(上記ペットボトルと同じ) = 3000万円(30百万円) f-①欄
: 全て家庭向けに販売。回収はしていない。f-④、⑥、⑦欄 0kg
- **ペットボトルのラベル使用量** 1本2g × 20万本 = **400kg** h-③欄(プラスチック包装)
商品販売額(記入しない)
: 全て家庭向けに販売。回収はしていない。h-⑥ ⑦欄 0kg

【記入例3(P12)】 容器製造等事業者の場合(例:ガラスびん製造会社)

株式会社○×製瓶

◆事業規模 : 従業者数 100人
総販売額 50億円

◆業務内容

ガラスびんの製造

年間販売額 50億円

ガラスびん(無色・茶色)を製造

容器利用メーカー(食料品製造業、酒類製造業)に出荷





政府統計

令和2年度 容器包装利用・製造等実態調査

本調査の結果は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく再商品化義務量の算定に必要な量、比率等を主務大臣が定める際の基礎資料以外の目的には使用いたしません。
また、この調査により報告された記入内容は、統計法により秘密が保護されます。

(秘)

容器包装利用・製造等実態調査票

農林水産省・経済産業省

◆一般注意

1. 本調査は、特定事業者の再商品化義務量、業種別の負担割合等について定めるための基礎情報を得る調査です。皆様にご協力いただけない場合、算出結果が実態と乖離し、各事業者の再商品化義務量も実態と異なってしまうおそれがありますので、ご協力をお願いいたします。
2. 調査票は、事業所(工場等)ごとではなく**企業単位**でご回答ください(農業事業体等は業体単位でご回答ください)。
3. 数値記入の質問は、すべて**令和元年度(平成31年度)の実績**(出ない場合は直近年度の実績)を記入してください。
4. 本調査へは**〔公財〕日本容器包装リサイクル協会の再商品化委託申込を行われた方にご回答ください**(詳細は『Q&A集』のQ2をご参照ください)。

○本調査において「容器包装」とは、以下のa)～d)に示す容器や包装を指します。

- a) ガラスびん
- b) ペットボトル(食料品(乳飲料、しょうゆ、しょうゆ加工品等)用、清涼飲料用、酒類用)
- c) 紙製容器包装(主として紙製の箱、袋、カップ、包装紙などを指します。ただし、段ボールと紙バック(アルミの利用されていないもの)は除きます)
- d) プラスチック製容器包装(主としてプラスチック製の箱、ボトル、カップ、袋などを指します。ただし、上記b)のペットボトルは除きます)

※詳細は『記入上の注意』P5「容器包装に関する基本的な考え方」をご参照ください。

○容器包装の「利用」、容器の「製造等」とは、それぞれ以下の①～③を指します。

(利 用) ①商品を容器に入れたり、包装で包んだりすること、②容器に入れられたり、包装で包まれた商品を輸入すること、③前記①、②を他者に委託すること

(製造等) ①容器を製造すること、②容器を詰めすること、③前記①、②を他者に委託すること

※詳細は『記入上の注意』P1参照

<回答のし方>

◆事業規模

従業員数 : 100人

総販売額 : 50億円

1 貴社

2 容器包装の利用又は製造等の形態について回答(P2～3)

2でア、オを選択

2でイ、カを選択

2でウ、キを選択

3-1 〆(P4～6)

容器包装の利用の量及び販売額

3-2 〆(P6～7)

容器の利用の量及び販売額

4 〆(P8)

容器の製造等の量及び販売額

※3、4どちらも回答いただく場合もあります。該当するもの全てにご回答ください。

○別紙『記入上の注意』をよくお読みの上、以下の問いにお答えください。

問 貴社(あなた)の業務において、容器包装の利用、容器の製造等を行っていますか。

1. 行っている

2. 行っていない

本票にご回答ください。

※営んでいる業務において容器包装の利用及び製造等をまったく行っていない場合でも、『簡易回答票』に記入の上、ご返送ください。

フェイスシート

貴社名:

部署名:

連絡先

住所:

※本調査票の送付先と異なる場合はご記入ください

電話:

※ご担当者様に連絡が可能な番号をご記入ください

メールアドレス:

1. 令和2年3月末時点での従業員数

※『記入上の注意』P1参照

a. 5人以下

b. 6人以上 20人以下

c. 21人以上

a.～c.の該当するもの1つに〇を付けてください。

2. 令和元年度(平成31年度)総販売額

※『記入上の注意』P2参照

ア. 7千万円以下

イ. 7千万円超 2億4千万円以下

ウ. 2億4千万円超

ア.～ウ.の該当するもの1つに〇を付けてください。

1 貴社（あなた）の業務の内容とその販売額について

◎貴社（あなた）の業務の内容としてあてはまる**すべての業務の番号に○を付け、業務ごとに令和元年度（平成31年度）（事業年度）の販売額**を記入してください。

- ・業務は日本標準産業分類に準じます。
- ・主たる業務だけでなく、あてはまるすべての業務の販売額を記入してください（**容器包装に関連する販売額のみではありません**）。

- ・金額は、百万円未満を四捨五入して、「百万円」まで記入してください。
- ・販売額とは各業の売上高を意味し、農業にあっては農産物販売額、漁業にあっては漁獲物販売額、林業にあっては林産物販売額、製造業にあっては製造品出荷額、卸売業及び小売業にあっては商品販売額を、それぞれ記入してください。
- ・販売額には、消費税を含めた額を記入してください。
- ・為替レートは決算時のものを使用してください。

業 務	令和元年度（平成31年度）販売額（百万円）									
I. 農林業としての販売額			兆				億		百万	円
II. 漁業としての販売額			兆				億		百万	円
III. 製造業としての販売額			兆		50		億	00	百万	円
IV. 卸・小売業としての販売額			兆				億		百万	円
V. 飲食店としての販売額			兆				億		百万	円
VI. その他の業（建設業、サービス業等）としての販売額			兆				億		百万	円

※農家であってもジュースを工場・作業所で製造している場合、その分の販売額は清涼飲料料製造業（「III. 製造業としての販売額」）として記入してください。

※商品を輸入して販売している場合は、「IV. 卸・小売業としての販売額」の欄に回答してください。ただし、医薬品を中身だけ輸入して、国内で容器に入れて販売している場合、その販売額は「IV. 卸・小売業としての販売額」ではなく、「III. 製造業としての販売額」の欄にご記入ください。

※製造小売業の販売額については、「IV. 卸・小売業としての販売額」の欄に記入してください。ただし、小売するものが飲食料であって、店内に飲食スペースがあり、飲食店業務が主業である場合は「V. 飲食店としての販売額」の欄に記入してください。

2 容器包装の利用又は製造等の形態について

◎貴社（あなた）が利用又は製造している容器包装（a. ～h.）について、利用・製造等（委託・受託の関係）

の形態（ア～ク）ごとに該当する記号すべてに○を付けてください。（貴社（あなた）の営む業務によっては同じ容器包装でも利用・製造等の形態が異なる場合がありますので、ここでは、それらすべてについてお答えください。）

容器包装ごとに、容器自体や容器包装利用商品に関する受委託関係がない場合は、選択肢（ア～エ）のうち該当する記号に○を付け、受委託関係がある場合は、選択肢（オ～ク）のうち該当する記号に○を付けてください。

◎次にその○を付けた記号の右側の『ご回答いただく設問』へお進み

《回答欄について》

（対象となる容器包装）

利用・製造等している容器包装材が回答欄の容器包装（a. ～h.）に該当するか否かは、別紙『記入上の注意』P5～7の「容器包装に関する基本的な考え方」をご参照ください。

ガラスびんの製造は「**製造業**」に該当
総販売額は**50億円**

「インプラント」に関しては、別紙『記入上の注意』P2の「2 容器包装の利用又は製造等の形態について」（2）の※をご参照の上、特定容器利用事業者又は特定容器製造等事業者であるかの判断をしてください。

注）インプラントとは、特定容器利用事業者が工場内で容器を製造している場合、例えば、プラスチック製フィルムを原反で購入した食料品メーカーが工場内でそれを基に製袋し、商品化している場合を指します。

【2 回答欄（容器包装別／容器包装利用・製造等の形態別チェックシート）】

貴社（あなた）の容器包装利用・製造等の形態（ア～ク）で該当するものすべてを選択してください。次に右の欄で、形態ごとにあてはまる容器包装の種類（a～h）すべてに○を付けてください。

左で選択した容器包装の利用・製造等の形態において、あてはまる容器包装（a.～h.）すべてに○をつけた上で、該当する形態ごとに、欄外右の『ご回答いただく設問』で示された設問にお進みください。

容器包装利用・製造等の形態 (ア～クのうち該当するものすべて選択してください。)		利用・製造等している容器包装の種類								『ご回答いただく設問』 (ア～クのうち複数の該当する場合、 複数の設問にお進みいただくこともあります。)
		a. ガラス びん (無色)	b. ガラス びん (茶色)	c. ガラス びん (a. b. 以外)	d. ペット ボトル	e. 紙製 容器	f. プラス チック製 容器	g. 紙製 包装	h. プラス チック製 包装	
委託・受託の 関係がない商品	ア 自ら製造又は輸入した商品を 国内で購入した容器に入れている。もしくは、 包装に包んでいる。 又は、商品の販売（小売）にあたり、商品を 国内で購入した容器に入れている。もしくは、 包装に包んでいる。 又は、包装に包まれた商品を、輸入している。	a	b	c	d	e	f	g	h	→ P4～6の 3-1 へ
	イ 自ら製造又は輸入した商品を 自ら製造又は輸入した容器に入れている。 又は、商品の販売（小売）にあたり、商品を 自ら製造又は輸入した容器に入れている。 又は、容器に入れられた商品を、輸入している。	a	b	c	d	e	f			→ P6～7の 3-2 へ
	ウ 容器を、製造又は輸入している。	a	b	c	d	e	f			→ P8の 4 へ
委託・受託の 関係がある商品	エ 上記ア～ウ以外【容器の利用・製造・輸入は行っていない／包 装材の製造・輸入のみを行っている 等】	a	b	c	d	e	f			→ この先の質問に回答する 必要はございません。
	オ 商品の容器包装への充填や梱包のみについて受委託があり、 その委託者である。（充填委託）※『記注』P8の1.(1)Aに該当 又は、商品の容器包装への充填や梱包に加え、 中身商品の製造・輸入や、販売について受委託があり、 容器包装の素材、構造、自己の商標使用等の決定権をもつ （プライベートブランド等）※『記注』P8の1.(2)(3)Aに該当 又は、包装に	a	b	c	d	e	f	g	h	→ P4～6の 3-1 へ
	カ 容器に入れら									→ P6～7の 3-2 へ
	キ 容器の製造又 受託者で 素材、構造 以外の委託の場合。 ※『記注』P8の2.(1)(2)Bに該当									→ P8の 4 へ
	ク 受委託関係にあるが、上記オ～キに該当しない。	a	b	c	d	e	f			→ この先の質問に回答する 必要はございません。

「無色のガラスびん」と「茶色のガラスびん」を製造

◆無色びんの販売額・出荷(販売)量

●食料品製造業に出荷

容器販売額 600万円 a-①欄

容器出荷量 1本1kg×7万本

=70,000kg a-②欄

●酒類製造業に出荷

容器販売額 200万円 a-①欄

容器出荷量 1本1kg×3万本

=30,000kg a-②欄

※無色びんは回収していない。 a-③欄

◆茶色びんの販売額・出荷(販売)量

●全量を酒類製造業に出荷

容器販売額 4800万円(48百万円) b-①欄

容器出荷量 1本1kg×80万本

=800,000kg b-②欄

※ 茶色びんも回収していない。 b-③欄

※ びんの出荷先である酒類製造業者の出荷データにより、当該茶色びんを用いた酒類が業務用に10%(80,000kg)出荷されていることが判明。 b-④欄

4 容器の製造等の量及び販売額

回答欄	出荷対象業種 (容器に入れる商品の業種) [1つだけ○]		容器の種類		a. ガラスびん (無色)	b. ガラスびん (茶色)	c. ガラスびん (a. b以外)	d. ペットボトル (飲料、しょうゆ、しょうゆ 加工品等、酒用)	e. 紙製容器	f. プラスチック 製容器
	単 位									
4	1. 食料品	2. 清涼飲料等	①: 容器の販売額(百万円)		6 百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
	3. 酒類	4. 油脂加工等	②: 国内出荷量(kg)		70,000 kg	kg	kg	kg	kg	kg
	5. 医薬品	6. 化粧品等	③: 回収容器量(kg)		kg	kg	kg	kg	kg	kg
	7. 小売業	8. その他	④: ②-③のうち業務用出荷容器量(kg)		0 kg	kg	kg	kg	kg	kg
4	1. 食料品	2. 清涼飲料等	①: 容器の販売額(百万円)		2 百万円	48 百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
	3. 酒類	4. 油脂加工等	②: 国内出荷量(kg)		30,000 kg	800,000 kg	kg	kg	kg	kg
	5. 医薬品	6. 化粧品等	③: 回収容器量(kg)		0 kg	0 kg	kg	kg	kg	kg
	7. 小売業	8. その他	④: ②-③のうち業務用出荷容器量(kg)		kg	80,000 kg	kg	kg	kg	kg

【記入例4(P14)】 委託生産・輸入を行っている場合(例:百貨店)

株式会社〇×百貨店

◆事業規模 : 従業者数 100人

総販売額 100億円

◆業務内容

①食料品の委託生産販売(プライベートブランド)

年間販売額 10億円

生産を他企業に委託し、無色のびんを利用。容器を指示。

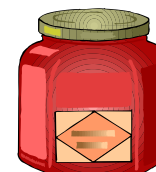


②食料品の輸入販売(国内で充てん)

年間販売額 3億円

ジャムを輸入し、国内で無色のびんに充填し販売。

びんは全て購入。



③酒類(びん入り)の輸入販売

年間販売額 2億円

びん(その他の色)入りのワインを輸入し販売。





政府統計

令和2年度 容器包装利用・製造等実態調査

本調査の結果は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく再商品化義務量の算定に必要な量、比率等を主務大臣が定める際の基礎資料以外の目的には使用いたしません。
また、この調査により報告された記入内容は、統計法により秘密が保護されます。



容器包装利用・製造等実態調査票

農林水産省・経済産業省

◆一般注意

1. 本調査は、特定事業者の再商品化義務量、業種別の負担割合等について定めるための基礎情報を得る調査です。皆様にご協力いただけない場合、算出結果が実態と乖離し、各事業者の再商品化義務量も実態と異なってしまうおそれがありますので、ご協力をお願いいたします。
2. 調査票は、事業所(工場)ごとではなく**企業単位**でご回答ください(農業事業体等は業体単位でご回答ください)。
3. 数値記入の質問は、すべて**令和元年度(平成31年度)の実績**(出ない場合は直近年度の実績)を記入してください。
4. 本調査へは、(公財)日本容器包装リサイクル協会の再商品化委託申込を行われた方もご回答ください(詳細は『Q&A集』のQ2をご参照ください)。

○本調査において「容器包装」とは、以下のa)～d)に示す容器や包装を指します。

- a) ガラスびん
- b) ペットボトル(食料品(乳飲料、しょうゆ、しょうゆ加工品等)用、清涼飲料用、酒類用)
- c) 紙製容器包装(主として紙製の箱、袋、カップ、包装紙などを指します。ただし、段ボールと紙バック(アルミの利用されていないものは除きます))
- d) プラスチック製容器包装(主としてプラスチック製の箱、ボトル、カップ、袋などを指します。ただし、上記b)のペットボトルは除きます)

※詳細は『記入上の注意』P5「容器包装に関する基本的考え方」をご参照ください。

○容器包装の「利用」、容器の「製造等」とは、それぞれ以下の①～③を指します。

(利用) ①商品を容器に入れたり、包装で包んだりすること ②容器に入れられたり、包装で包まれたり

(製造等) ①容器の製造

※詳細は『記入上の注意』P5「容器包装に関する基本的考え方」をご参照ください。

<回答の手順>

◆事業規模

従業員数 : 100人

総販売額 : 100億円

1 貴社(あなた)の業務の内容とその販売額について回答(P2)

2 容器包装の利用又は製造等の形態について回答(P2～3)

②でア、オを選択

②でイ、カを選択

②でウ、キを選択

3-1 ①(P4～6)
容器包装の利用の量及び販売額

3-2 ①(P6～7)
容器の利用の量及び販売額

4 ①(P8)
容器の製造等の量及び販売額

※3、4どちらも回答いただく場合もあります。該当するもの全てにご回答ください。

◎別紙『記入上の注意』をよくお読みの上、以下の問いにお答えください。

問 貴社(あなた)の業務において、容器包装の利用、容器の製造等を行っていますか。

1. 行っている

2. 行っていない

本票にご回答ください。

※当んでいる業務において容器包装の利用及び製造等をまったく行っていない場合でも、『簡易回答票』に記入の上、ご返送ください。

フェイスシート

貴社名:

部署名:

住所:

※本調査票の送付先と異なる場合はご記入ください

電話:

※ご担当者様に連絡が可能な番号をご記入ください

メールアドレス:

1. 令和2年3月末時点での従業員数

a. 5人以下

b. 6人以上 20人以下

c. 21人以上

※『記入上の注意』P1参照

a.～c.の該当するもの1つに○を付けてください。

2. 令和元年度(平成31年度)総販売額

ア. 7千万円以下

イ. 7千万円超 2億4千万円以下

ウ. 2億4千万円超

※『記入上の注意』P2参照

ア.～ウ.の該当するもの1つに○を付けてください。

1 貴社（あなた）の業務の内容とその販売額について

◎貴社（あなた）の業務の内容としてあてはまる**すべての業務の番号に○を付け、業務ごとに令和元年度（平成31年度）（事業年度）の販売額**を記入してください。

- ・業務は日本標準産業分類に準じます。
- ・主たる業務だけでなく、あてはまるすべての業務の販売額を記入してください（**容器包装に関連する販売額のみではありません**）。

- ・金額は、百万円未満を四捨五入して、「百万円」まで記入してください。
- ・販売額とは各業の売上高を意味し、農業にあっては農産物販売額、漁業にあっては漁獲物販売額、林業にあっては林産物販売額、製造業にあっては製造品出荷額、卸売業及び小売業にあっては商品販売額を、それぞれ記入してください。
- ・販売額には、消費税を含めた額を記入してください。
- ・為替レートは決算時のものを使用してください。

業 務	令和元年度（平成31年度）販売額（百万円）									
I. 農林業としての販売額			兆				億		百万	円
II. 漁業としての販売額			兆				億		百万	円
III. 製造業としての販売額			兆				億		百万	円
IV. 卸・小売業としての販売額			兆		1	0	0	億	0	0
V. 飲食店としての販売額			兆				億		百万	円
VI. その他の業（建設業、サービス業等）としての販売額			兆				億		百万	円

※農家であってもジュースを工場・作業所で製造している場合、その分の販売額は清涼飲料製造業（「III. 製造業としての販売額」）として記入してください。

※商品を輸入して販売している場合は、「IV. 卸・小売業としての販売額」の欄に回答してください。ただし、医薬品を中身だけ輸入して、国内で容器に入れて販売している場合、その販売額は「IV. 卸・小売業としての販売額」ではなく、「III. 製造業としての販売額」の欄にご記入ください。

※製造小売業の販売額については、「IV. 卸・小売業としての販売額」の欄に記入してください。ただし、小売するものが飲食料であって店内に飲食スペースがあり、飲食店業務が主業である場合は「V. 飲食店としての販売額」の欄に記入してください。

2 容器包装の利用又は製造等の形態について

◎貴社（あなた）が利用又は製造している容器包装（a. ～h.）について、利用・製造等（委託・受託の関係）

の形態（ア～ク）ごとに該当する記号すべてに○を付けてください。（貴社（あなた）の営む業務によっては同じ容器包装でも利用・製造等の形態が異なる場合があります。）容器包装ごとに、容器自体や容器包装利用商品に関する受委託関係がない場合は、製造等（ア～エ）のうち該当する記号に○を付け、受委託関係がある場合は、委託（オ～ク）のうち該当する記号に○を付けてください。

◎次にその○を

◀回答欄につ

（対象となる容

利用・製造等している容器包装材が回答欄の容器包装（a. ～h.）に該当するか否かは、別紙『記入上の注意』P5～7の「容器包装に関する基本的な考え方」をご参照ください。

業務は小売業（百貨店業務。委託も含む。）で「**卸・小売業**」に該当。
輸入業務も「**卸・小売業**」に該当。総販売額は**100億円**。

「インプラント」に関しては、別紙『記入上の注意』P2の「2 容器包装の利用又は製造等の形態について」（2）の※をご参照の上、特定容器利用事業者又は特定容器製造等事業者であるかの判断をしてください。

注）インプラントとは、特定容器利用事業者が工場内で容器を製造している場合、例えば、プラスチック製フィルムを原反で購入した食品メーカーが工場内でそれを基に製袋し、商品化している場合を指します。

【2 回答欄（容器包装別／容器包装利用・製造等の形態別チェックシート）

貴社（あなた）の容器包装利用・製造等の形態（ア～ク）で該当するものすべてを選択してください。次に右の欄で、形態ごとにあてはまる容器包装の種類（a～h）すべてに○を付けてください。

②食料品（ジャム）を輸入し、
国内で購入した**無色びん**に充填し販売。

容器包装利用・製造等の形態 (ア～クのうち該当するものすべて選択してください。)		利用・製造等している容器包装の種類								
		a. ガラス びん (無色)	b. ガラス びん (茶色)	c. ガラス びん (a. b. 以外)	d. ペット ボトル	e. 紙製 容器	f. プラス チック製 容器	g. 紙製 包装	h. プラス チック製 包装	
委託・受託の 関係がない商品	ア 自ら製造又は輸入した商品を 国内で購入した容器に入れている。もしくは、 包装に包んでいる。 又は、商品の販売（小売）にあたり、商品を 国内で購入した容器に入れている。もしくは、 包装に包んでいる。 又は、包装に包まれた商品を、輸入している。	a	b	c	d	e	f	g	h	→ P4～6の 3-1 へ
	イ 自ら製造又は輸入した商品を 自ら製造又は輸入した容器に入れている。 又は、商品の販売（小売）にあたり、商品を 自ら製造又は輸入した容器に入れている。 又は、容器に入れられた商品を、輸入している。	a	b	c	d	e	f			→ P6～7の 3-2 へ
	ウ 容器を、製造又は輸入している。	a	b	c	d	e	f			→ P8の 4 へ この先の質問に回答する 必要はございません。
	エ 上記ア～ウ以外【容器の利用・製造・輸入は行っていない／包 装材の製造・輸入のみを行っている等】	a	b	c	d	e	f			
委託・受託の 関係がある商品	オ 商品の容器包装への充填や梱包のみについて受委託があり、 その委託者である。（充填委託）※『記注』P8の1.(1)Aに該当 又は、商品の容器包装への充填や梱包に加え、 中身商品の製造・輸入や、販売について受委託があり、 容器包装の素材、構造、自己の商標使用等の決定権をもつ。 （プライベートブランド等）※『記注』P8の1.(2)(3)Aに該当 又は、包装に包まれた商品の輸入について受委託があり、 容器包装の素材、構造、自己の商標使用等の決定権をもつ	a	b	c	d	e	f	g	h	→ P4～6の 3-1 へ
	カ 容器に入れられた商品の輸入について受委託があり、 容器の素材、構造、自己の商標使用等の決定権をもつ	a	b	c	d	e	f			→ P6～7の 3-2 へ

①食料品の生産を委託し、容器を指示して
無色びんを利用。（委託・受託の関係あり）

③**びん(その他の色)**入りの
ワインを輸入し、販売。

ポイント： 別々の業務内容でも、同業種で同じ容器包装を利用・製造し、同じ表に誘導された場合は合算して記入する。

①食料品の委託生産販売

食料品を委託生産した場合、委託者を食料品製造業と見なす。
商品販売額 10億円(1,000百万円) a-①欄
無色びんの使用量 1本100g×10万本=10,000kg a-③欄
すべて家庭向けで回収なし a-④、⑥、⑦欄は0kg

②食料品の輸入販売

食料品を輸入し、国内で分配・販売した場合、輸入者を食料品製造業と見なす。
商品販売額 3億円(300百万円) a-①欄
無色びんの使用量 1本50g×100万本=50,000kg a-③欄
すべて家庭向けで回収なし a-④、⑥、⑦欄は0kg

①と②
を合算

3-1 容器包装の利用の量及び販売額

回収が0kgなので利用量は60,000kg

回答欄	商品から見た業種 （あてはまる業種番号に各欄1つだけ○を付けてください。）	容器包装の種類	①：容器包装 利用商品 販売額 (百万円)	②：輸出品 利用量(kg)	③：国内 利用量(kg) ※中身重量は含み ません（他の欄も 同様）	④：自主回収 認定容器 利用量(kg)	⑤：容 利用 (③-④) ※③-④の値が入り ます。	⑥：自主回収 認定容器分を 除く容器包装 回収量(kg)	⑦：③-④-⑥の うち業務用 出荷容器 包装量(kg)	⑧：家庭系 排出比率(%) ⑥、⑦がわからない場合 は⑧欄に記入してくだ さい
3 1	1. 食料品 2. 清涼飲料等 3. 酒類 4. 油脂加工等 5. 医薬品	a. ガラスびん（無色）	1,300 百万円		60,000 kg	0 kg	60,000 kg	0 kg	0 kg	%
		b. ガラスびん（茶色）	百万円		kg	kg	kg	kg	kg	%
		c. ガラスびん（a. b以外）	百万円		kg	kg	kg	kg	kg	%
		d. ペットボトル								
		e. プラスチック製包装			kg			kg	kg	%

①の販売額1,000百万円
+ ②の販売額300百万円

①の使用量10,000kg
+ ②の使用量50,000kg

全て家庭向け販売で
回収はしていない。

③酒類(びん入り)の輸入販売

容器に入った酒類を輸入した場合、輸入者を**酒類製造業**と見なす。

商品販売額 2億円(200百万円) c-①欄

その他の色のびん使用量 1本100g×1万本=1,000kg c-③欄

全て家庭向け販売。回収はしていない。 c-④、⑥、⑦欄

3-2 容器の利用の量及び販売額

回答欄	商品が属する業種 (あてはまる業種番号に各欄1つだけ○を付けてください。)	容器の種類	①：容器包装 利用商品 販売額 (百万円)	②：輸出品 利用量(kg)	③：国内 利用量(kg) ※中身重量は含み ません(他の欄も 同様)	④：自主回収 認定容器 利用量(kg)	⑤：容器包装 利用量 (③-④)(kg) ※③-④の値が入 ります。	⑥：自主回収 認定容器分を 除く容器包装 回収量(kg)	⑦：③-④-⑥の うち業務用 出荷容器 包装量(kg)	⑧：家庭系 排出比率(%) ⑥、⑦がわからない場合は ⑧欄に記入してください
3 2	1. 食料品 2. 清涼飲料等 3. 酒類 4. 油脂加工等 5. 医薬品 6. 化粧品等 7. 小売業 8. その他 (1つだけ ○)	a. ガラスびん(無色)	百万円		kg	kg	kg	kg	kg	%
		b. ガラスびん(茶色)	百万円		kg	kg	kg	kg	kg	%
		c. ガラスびん(a, b以外)	200 百万円		1,000 kg	0 kg	1,000 kg	0 kg	0 kg	%
		d. ペットボトル (飲料・しょうゆ・しょうゆ加工品等・酒用)	百万円		kg			kg	kg	%
		e. 紙製容器	百万円	kg	kg	kg	kg	kg	kg	%
		f. プラスチック製容器	百万円	kg	kg	kg	kg	kg	kg	%

【記入例8(P24)】 利用事業者以外からの製造委託があった場合(例:プラスチック容器製造・加工会社)

株式会社○×容器製造会社

◆事業規模 : 従業者数 30人

総販売額 4億円

◆業務内容

プラスチック製原反の製造、プラスチック容器の製造加工

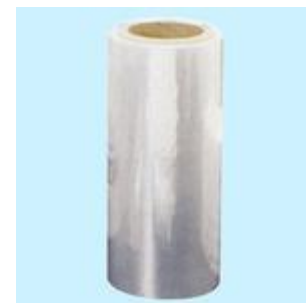
①原反のまま食料品製造事業者(利用事業者)に納入

年間販売額 3億円

②委託された容器を製造加工して利用事業者でない委託元に納入し、

委託元が精密機械器具製造業(利用事業者)に出荷

年間販売額 1億円





政府統計

令和2年度 容器包装利用・製造等実態調査

本調査の結果は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく再商品化義務量の算定に必要な量、比率等を主務大臣が定める際の基礎資料以外の目的には使用いたしません。
また、この調査により報告された記入内容は、統計法により秘密が保護されます。



容器包装利用・製造等実態調査票

農林水産省・経済産業省

◆一般注意

1. 本調査は、特定事業者の再商品化義務量、業種別の負担割合等について定めるための基礎情報を得る調査です。皆様に協力いただけない場合、算出結果が実態と乖離し、各事業者の再商品化義務量も実態と異なってしまうおそれがありますので、ご協力をお願いいたします。
2. 調査票は、事業所(工場等)ごとではなく**企業単位**でご回答ください(農業事業体等は業体単位でご回答ください)。
3. 数値記入の質問は、すべて**令和元年度(平成31年度)の実績**(出ない場合は直近年度の実績)を記入してください。
4. 本調査へは**〔公財〕日本容器包装リサイクル協会の再商品化委託申込を行われた方にご回答ください**(詳細は『Q&A集』のQ2をご参照ください)。

○本調査において「容器包装」とは、以下のa)～d)に示す容器や包装を指します。

- a) ガラスびん
- b) ペットボトル(食料品(乳飲料、しょうゆ、しょうゆ加工品等)用、清涼飲料用、酒類用)
- c) 紙製容器包装(主として紙製の箱、袋、カップ、包装紙などを指します。ただし、段ボールと紙バック(アルミの利用されていないもの)は除きます)
- d) プラスチック製容器包装(主としてプラスチック製の箱、ボトル、カップ、袋などを指します。ただし、上記b)のペットボトルは除きます)

※詳細は『記入上の注意』P5「容器包装に関する基本的な考え方」をご参照ください。

○容器包装の「利用」、容器の「製造等」とは、それぞれ以下の①～③を指します。

(利 用) ①商品を容器に入れたり、包装で包んだりすること、②容器に入れられたり、包装で包まれた商品を輸入すること、③前記①、②を他者に委託すること

(製造等) ①容器を製造すること

※詳細は『記入上の注意』P5「容器包装に関する基本的な考え方」をご参照ください。

<回答の手順>

◆事業規模

従業員数 : 30人

総販売額 : 4億円

1 貴社(あなた)の業務の内容とその販売額について回答

2 容器包装の利用又は製造等の形態について回答(P2～3)

2でア、オを選択

2でイ、カを選択

2でウ、キを選択

3-1 〆(P4～6)

容器包装の利用の量及び販売額

3-2 〆(P6～7)

容器の利用の量及び販売額

4 〆(P8)

容器の製造等の量及び販売額

※3、4どちらも回答いただく場合もあります。該当するもの全てにご回答ください。

○別紙『記入上の注意』をよくお読みの上、以下の問いにお答えください。

問 貴社(あなた)の業務において、容器包装の利用、容器の製造等を行っていますか。

1. 行っている

2. 行っていない

本票にご回答ください。

※営んでいる業務において容器包装の利用及び製造等をまったく行っていない場合でも、『簡易回答票』に記入の上、ご返送ください。

フェイスシート

貴社名:

部署名:

住所:〒

※本調査票の送付先と異なる場合はご記入ください

電話:

※ご担当者様に連絡が可能な番号をご記入ください

メールアドレス:

1. 令和2年3月末時点での従業員数

a. 5人以下

b. 6人以上 20人以下

c. 21人以上

a.～c.の該当するもの1つに〇を付けてください。

2. 令和元年度(平成31年度)総販売額

ア. 7千万円以下

イ. 7千万円超 2億4千万円以下

ウ. 2億4千万円超

ア.～ウ.の該当するもの1つに〇を付けてください。

1 貴社（あなた）の業務の内容とその販売額について

◎貴社（あなた）の業務の内容としてあてはまる**すべての業務の番号に○を付け、業務ごとに令和元年度（平成31年度）（事業年度）の販売額**を記入してください。

- ・業務は日本標準産業分類に準じます。
- ・主たる業務だけでなく、あてはまるすべての業務の販売額を記入してください（容器包装に関連する販売額のみではありません）。

- ・金額は、百万円未満を四捨五入して、「百万円」まで記入してください。
- ・販売額とは各業の売上高を意味し、農業にあっては農産物販売額、漁業にあっては漁獲物販売額、林業にあっては林産物販売額、製造業にあっては製造品出荷額、卸売業及び小売業にあっては商品販売額を、それぞれ記入してください。
- ・販売額には、消費税を含めた額を記入してください。
- ・為替レートは決算時のものを使用してください。

業 務	令和元年度（平成31年度）販売額（百万円）									
I. 農林業としての販売額			兆				億		百万	円
II. 漁業としての販売額			兆				億		百万	円
III. 製造業としての販売額			兆			4	億	00	百万	円
IV. 卸・小売業としての販売額			兆				億		百万	円
V. 飲食店としての販売額			兆				億		百万	円
VI. その他の業（建設業、サービス業等）としての販売額			兆				億		百万	円

※農家であってもジュースを工場・作業所で製造している場合、その分の販売額は清涼飲料料製造業（「III. 製造業としての販売額」）として記入してください。

※商品を輸入して販売している場合は、「IV. 卸・小売業としての販売額」の欄に回答してください。ただし、医薬品を中身だけ輸入して、国内で容器に入れて販売している場合、その販売額は「IV. 卸・小売業としての販売額」ではなく、「III. 製造業としての販売額」の欄にご記入ください。

※製造小売業の販売額については、「IV. 卸・小売業としての販売額」の欄に記入してください。ただし、小売するものが飲食料であって、店内に飲食スペースがあり、飲食店業務が主業である場合は「V. 飲食店としての販売額」の欄に記入してください。

2 容器包装の利用又は製造等の形態について

◎貴社（あなた）が利用又は製造している容器包装（a. ～h.）について、利用・製造等（委託・受託の関係）

の形態（ア～ク）ごとに該当する記号すべてに○を付けてください。（貴社（あなた）の営む業務によっては同じ容器包装でも利用・製造等の形態が異なる場合がありますので、ここでは、それらすべてについてお答えください。）

◎次にその○を付けた記号の右側の『ご回答いただく設問』へお進みください。

**業務は製造業に該当
総販売額は4億円**

《回答欄について》

（対象となる容器包装）

利用・製造等している容器包装材が回答欄の容器包装（a. ～h.）に該当するか否かは、別紙『記入上の注意』P5～7の「容器包装に関する基本的な考え方」をご参照ください。

（インプラントの扱い）

「インプラント」に関しては、別紙『記入上の注意』P2の「2 容器包装の利用又は製造等の形態について」（2）の※をご参照の上、特定容器利用事業者又は特定容器製造等事業者であるかの判断をしてください。

注）インプラントとは、特定容器利用事業者が工場内で容器を製造している場合、例えば、プラスチック製フィルムを原反で購入した食料品メーカーが工場内でそれを基に製袋し、商品化している場合を指します。

各容器包装ごとに該当する容器包装の指示に従ってください。

【2 回答欄（容器包装別／容器包装利用・製造等）】

貴社（あなた）の容器包装利用・製造等のものすべてを選択してください。次に右の容器包装の種類（a～h）すべてに○を付

②利用事業者以外から容器の製造を委託され、形状、材質は委託者が決定→製造に該当しない。（委託者が製造業者となる）

容器包装利用・製造等の形態 (ア～クのうち該当するものすべて選択してください。)		利用・製造等している容器包装の種類							
		a. ガラス びん (無色)	b. ガラス びん (茶色)	c. ガラス びん (a, b 以外)	d. ペット ボトル	e. 紙製 容器	f. プラス チック製 容器	g. 紙製 包装	h. プラス チック製 包装
委託・受託の関係がない商品	ア 自ら製造又は輸入した商品を							g	h
	イ 自ら製造又は輸入した容器に入れている。 又は、商品の販売（小売）にあたり、商品を 自ら製造又は輸入した容器に入れている。 又は、容器に入れられた商品を、輸入している。	a	b	c	d	e	f		
	ウ 容器を、製造又は輸入している。	a	b	c	d	e	f		
	エ 上記ア～ウ以外【容器の利用・製造・輸入は行っていない／包 装材の製造・輸入のみを行っている 等】 商品の容器包装への付着や梱包のみについて受委託があり	a	b	c	d	e	f		
委託・受託の関係がある商品	オ 容器包装の素材、構造、自己の商標使用等の決定権をもつ。							g	h
	カ 容器に入れられた商品の輸入について受委託があり、 容器の素材、構造、自己の商標使用等の決定権をもつ。	a	b	c	d	e	f		
	キ 容器の製造又は輸入について受委託があり、 受託者である（容器利用事業者の委託の場合）又は、容器の 素材、構造、自己の商標使用等の決定権をもつ（容器利用事業者 以外の委託の場合）。※【記注】P8の2.(1)(2)Bに該当	a	b	c	d	e	f		
	ク 受委託関係にあるが、上記オ～キに該当しない。	a	b	c	d	e	f		

『ご回答いただく設問』
(ア～クのうち複数に該当する場合、
複数の設問にお進みいただくことも
あります。)

① プラ原反のまま利用事業者へ納入する場合→
製造に該当しない。（利用事業者が製造者となる）

② 利用事業者以外からプラスチック製容器の製造を委託され、
形状、材質を自社で決定→製造に該当する。

この先の質問に回答する
必要はございません。

P8の4へ

※受託関係の場合の義務者については「記入上の注意」p8の2. 製造等に係る委託を参照

委託されて製造した**プラ製容器**(形状、材質は自社で決定)を**その他製造業**に出荷

出荷対象業種は1～7に該当しないので「8.その他」を選択

容器販売額 1億円(100百万円)・・・f-①欄

容器出荷量 10g×200,000個=2,000kg・・・f-②欄

すべて家庭向けの商品の容器であり、回収はしていない・・・f-③、④欄

4 容器の製造等の量及び販売額

回答欄	出荷対象業種 (容器に入れる商品の業種) [1つだけ○]		容器の種類	単位	a. ガラスびん (無色)	b. ガラスびん (茶色)	c. ガラスびん (a. b以外)	d. ペットボトル (飲料、しょうゆ、しょうゆ 加工品等、酒用)	e. 紙製容器	f. プラスチック 製容器
4	1. 食料品	2. 清涼飲料等	①: 容器の販売額(百万円)		百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	100 百万円
	3. 酒類	4. 油脂加工等	②: 国内出荷量(kg)		kg	kg	kg	kg	kg	2,000 kg
	5. 医薬品	6. 化粧品等	③: 回収容器量(kg)		kg	kg	kg	kg	kg	0 kg
	7. 小売業	8. その他	④: ②-③のうち業務用出荷容器量(kg)		kg	kg	kg	kg	kg	0 kg
4	1. 食料品	2. 清涼飲料等	①: 容器の販売額(百万円)		百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
	3. 酒類	4. 油脂加工等	②: 国内出荷量(kg)		kg	kg	kg	kg	kg	kg
	5. 医薬品	6. 化粧品等	③: 回収容器量(kg)		kg	kg	kg	kg	kg	kg
	7. 小売業	8. その他	④: ②-③のうち業務用出荷容器量(kg)		kg	kg	kg	kg	kg	kg

回収している容器があれば③に計上

【記入例9(P26)】 商品に複数の容器包装を用いる場合(例:化粧品会社)

株式会社○×化粧品

◆事業規模 : 従業者数 50人

総販売額 2億2千5百万円

◆業務内容

化粧品の製造販売

製造した化粧品をプラスチック容器に入れさらに紙箱に入れて販売

使用する容器、箱は国内で購入

国内用10万個、輸出用5万個

国内用は家庭向けに販売





政府統計

令和2年度 容器包装利用・製造等実態調査

本調査の結果は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく再商品化義務量の算定に必要な量、比率等を主務大臣が定める際の基礎資料以外の目的には使用いたしません。
また、この調査により報告された記入内容は、統計法により秘密が保護されます。

(秘)

容器包装利用・製造等実態調査票

農林水産省・経済産業省

◆一般注意

1. 本調査は、特定事業者の再商品化義務量、業種別の負担割合等について定めるための基礎情報を得る調査です。皆様にご協力いただけない場合、算出結果が実態と乖離し、各事業者の再商品化義務量も実態と異なってしまうおそれがありますので、ご協力をお願いいたします。
2. 調査票は、事業所(工場等)ごとではなく企業単位でご回答ください(農業事業体等は業体単位でご回答ください)。
3. 数値記入の質問は、すべて令和元年度(平成31年度)の実績(出ない場合は直前年度の実績)を記入してください。
4. 本調査へは(公財)日本容器包装リサイクル協会の再商品化委託申込を行われた方にご回答ください(詳細は『Q&A集』のQ2をご参照ください)。

○本調査において「容器包装」とは、以下のa)～d)に示す容器や包装を指します。

- a) ガラスびん
- b) ペットボトル(食料品(乳飲料、しょうゆ、しょうゆ加工品等)用、清涼飲料用、酒類用)
- c) 紙製容器包装(主として紙製の箱、袋、カップ、包装紙などを指します。ただし、段ボールと紙バック(アルミの利用されていないもの)は除きます)
- d) プラスチック製容器包装(主としてプラスチック製の箱、ボトル、カップ、袋などを指します。ただし、上記b)のペットボトルは除きます)

※詳細は『記入上の注意』P5「容器包装に関する基本的な考え方」をご参照ください。

○容器包装の「利用」、容器の「製造等」とは、それぞれ以下の①～③を指します。

(利 用) ①商品が容器に入れたり、包装で包んだりすること、②容器に入れたり、包装で

(製造等)

※詳

◆事業規模

従業員数 : 50人

総販売額 : 2億2千5百万円

フェイスシートに記入(P1)

1 貴社(あなた)の業務の内容とその販売額について回答(P2)

2 容器包装の利用又は製造等の形態について回答(P2～3)

2でア、オを選択

2でイ、カを選択

2でウ、キを選択

3-1 へ(P4～6)

容器包装の利用の量及び販売額

3-2 へ(P6～7)

容器の利用の量及び販売額

4 へ(P8)

容器の製造等の量及び販売額

※3、4どちらも回答いただく場合もあります。該当するもの全てにご回答ください。

◎別紙『記入上の注意』をよくお読みの上、以下の問いにお答えください。

問 貴社(あなた)の業務において、容器包装の利用、容器の製造等を行っていますか。

1. 行っている

2. 行っていない

本票にご回答ください。

※営んでいる業務において容器包装の利用及び製造等をまったく行っていない場合でも、『簡易回答票』に記入の上、ご返送ください。

フェイスシート

貴社名:

部署名:

住所:

※本調査票の送付先と異なる場合はご記入ください

電話:

※ご担当者様に連絡が可能な番号をご記入ください

メールアドレス:

1. 令和2年3月末時点での従業員数

a. 5人以下

b. 6人以上 20人以下

c. 21人以上

※『記入上の注意』P1参照

a.～c.の該当するもの1つに○を付けてください。

2. 令和元年度(平成31年度)総販売額

ア. 7千万円以下

イ. 7千万円超 2億4千万円以下

ウ. 2億4千万円超

※『記入上の注意』P2参照

ア.～ウ.の該当するもの1つに○を付けてください。

1 貴社（あなた）の業務の内容とその販売額について

◎貴社（あなた）の業務の内容としてあてはまる**すべての業務の番号に○を付け、業務ごとに令和元年度（平成31年度）（事業年度）の販売額**を記入してください。

- ・業務は日本標準産業分類に準じます。
- ・主たる業務だけでなく、あてはまるすべての業務の販売額を記入してください（**容器包装に関連する販売額のみではありません**）。

- ・金額は、百万円未満を四捨五入して、「百万円」まで記入してください。
- ・販売額とは各業の売上高を意味し、農業にあっては農産物販売額、漁業にあっては漁獲物販売額、林業にあっては林産物販売額、製造業にあっては製造品出荷額、卸売業及び小売業にあっては商品販売額を、それぞれ記入してください。
- ・販売額には、消費税を含めた額を記入してください。
- ・為替レートは決算時のものを使用してください。

業 務	令和元年度（平成31年度）販売額（百万円）									
I. 農林業としての販売額			兆				億		百万	円
II. 漁業としての販売額			兆				億		百万	円
III. 製造業としての販売額			兆			2	億	25	百万	円
IV. 卸・小売業としての販売額			兆				億		百万	円
V. 飲食店としての販売額			兆				億		百万	円
VI. その他の業（建設業、サービス業等）としての販売額			兆				億		百万	円

※農家であってもジュースを工場・作業所で製造している場合、その分の販売額は清涼飲料製造業（「III. 製造業としての販売額」）として記入してください。

※商品を輸入して販売している場合は、「IV. 卸・小売業としての販売額」の欄に回答してください。ただし、医薬品を中身だけ輸入して、国内で容器に入れて販売している場合、その販売額は「IV. 卸・小売業としての販売額」ではなく、「III. 製造業としての販売額」の欄にご記入ください。

※製造小売業の販売額については、「IV. 卸・小売業としての販売額」の欄に記入してください。ただし、小売するものが飲食料であって店内に飲食スペースがあり、飲食店業務が主業である場合は「V. 飲食店としての販売額」の欄に記入してください。

2 容器包装の利用又は製造等の形態について

◎貴社（あなた）が利用又は製造している容器包装（a. ～h.）について、利用・製造等（委託・受託の関係）

の形態（ア～ク）ごとに該当する記号すべてに○を付けてください。（貴社（あなた）の営む業務によっては同じ容器包装でも利用・製造等の形態が異なる場合がありますので、ここでは、それらすべてについてお答えください。）

容器包装ごとに、容器自体や容器包装利用商品に関する受委託関係がない場合は、選択肢（ア～エ）のうち該当する記号に○を付け、受委託関係がある場合

◎次にその○を付けた記号の右側の『ご回答いただく設問』へお進みください。

《回答欄について》

（対象となる容器包装）

利用・製造等している容器包装材が回答欄の容器包装（a. ～h.）に該当するかどうかは、別紙『記入上の注意』P5～7の「容器包装に関する基本的な考え方」をご参照ください。

化粧品製造なので「**製造業**」に該当
総販売額は**2億2千5百万円**

「インプラント」に関しては、別紙『記入上の注意』P2の「2 容器包装の利用又は製造等の形態について」（2）の※をご参照の上、特定容器利用事業者又は特定容器製造等事業者であるかの判断をしてください。

注）インプラントとは、特定容器利用事業者が工場内で容器を製造している場合、例えば、プラスチック製フィルムを原反で購入した食料品メーカーが工場内でそれを基に製袋し、商品化している場合を指します。

【2 回答欄（容器包装別／容器包装利用・製造等の形態別チェックシート）】

貴社（あなた）の容器包装利用・製造等の形態（ア～ク）で該当するものすべてを選択してください。次に右の欄で、形態ごとにあてはまる容器包装の種類（a～h）すべてに○を付けてください。

左で選択した容器包装の利用・製造等の形態において、あてはまる容器包装（a～h）すべてに○をつけた上で、該当する形態ごとに、欄外右の『ご回答いただく設問』で示された設問にお進みください。

容器包装利用・製造等の形態 (ア～クのうち該当するものすべて選択してください。)		利用・製造等している容器包装の種類								『ご回答いただく設問』 (ア～クのうち複数の該当する場合、 複数の設問にお進みいただくこともあります。)
		a. ガラス びん (無色)	b. ガラス びん (茶色)	c. ガラス びん (a. b. 以外)	d. ペット ボトル	e. 紙製 容器	f. プラス チック製 容器	g. 紙製 包装	h. プラス チック製 包装	
委託・受託の 関係がない商品	ア 自ら製造又は輸入した商品を 国内で購入した容器に入れている。もしくは、 包装に包んでいる。 又は、商品の販売（小売）にあたり、商品を 国内で購入した容器に入れている。もしくは、 包装に包んでいる。 又は、包装に包まれた商品を、輸入している。	a	b	c	d	e	f	g	h	→ P4～6の 3-1 へ
	イ 自ら製造又は輸入した商品を 自ら製造又は輸入した容器に入れている。 又は、商品の販売（小売）にあたり、商品を 自ら製造又は輸入した容器に入れている。 又は、容器に入れられた商品を、輸入している。	a	b	c	d	e	f			→ P6～7の 3-2 へ
	ウ 容器を、製造又は輸入している。									→ P8の 4 へ
	エ 上記ア～ウ以外【容器の利用・製造・輸入は行っており、 装材の製造・輸入のみを行っている】									→ この先の質問に回答する 必要はございません。
委託・受託の 関係がある商品	オ 商品の容器包装への充填や梱包のみについて受委託がある。 その委託者である。(充填委託) ※『記注』P8の1.(1)Aに該当 又は、商品の容器包装への充填や梱包に加え、 中身商品の製造・輸入や、販売について受委託があり、 容器包装の素材、構造、自己の商標使用等の決定権をもつ。 (プライベートブランド等) ※『記注』P8の1.(2)(3)Aに該当 又は、包装に包まれた商品の輸入について受委託があり、 容器包装の素材、構造、自己の商標使用等の決定権をもつ。	a	b	c	d	e	f	g	h	→ P4～6の 3-1 へ
	カ 容器に入れられた商品の輸入について受委託があり、 容器の素材、構造、自己の商標使用等の決定権をもつ。	a	b	c	d	e	f			→ P6～7の 3-2 へ
	キ 容器の製造又は輸入について受委託があり、 受託者である(容器利用事業者の委託の場合)又は、容器の 素材、構造、自己の商標使用等の決定権をもつ(容器利用事業者 以外の委託の場合)。 ※『記注』P8の2.(1)(2)Bに該当	a	b	c	d	e	f			→ P8の 4 へ
	ク 受委託関係にあるが、上記オ～キに該当しない。	a	b	c	d	e	f			→ この先の質問に回答する 必要はございません。

紙製容器、プラ製容器を使用して
商品を販売。

購入した容器は化粧品に使用

◆紙製容器の使用 1個5g×15万個＝750kg

輸出用 5g×5万個＝250kg・・・e－②欄

国内向け 5g×10万個＝500kg・・・e－③欄

国内向けはすべて家庭向け、紙箱の回収(認定外)が100kgあり・・・e－⑥、⑦欄

商品販売額 1500円×15万個＝2億2500万円(225百万円)・・・e－①欄

◆プラスチック製容器の使用 1個20g×15万個＝3,000kg

輸出用 20g×5万個＝1,000kg・・・f－②欄

国内向け 20g×10万個＝2,000kg・・・f－③欄

国内向けはすべて家庭向け、容器の回収(認定外)が90kgあり・・・f－⑥、⑦欄

商品販売額 1500円×15万個＝2億2500万円(225百万円)・・・f－①欄

3-1 容器包装の利用の量及び販売額

回答欄	商品から見た業種 (あてはまる業種番号に各欄1つだけ○を付けてください。)	容器包装の種類	①：容器包装利用商品販売額 (百万円)	②：輸出品利用量(kg)	③：国内利用量(kg) ※中身重量は含みません(他の欄も同様)	④：自主回収認定容器利用量(kg)	⑤：容器包装利用量 (③-④)(kg) ※③-④の値が入ります。	⑥：自主回収認定容器分を除く容器包装回収量(kg)	⑦：③-④-⑥のうち業務用出荷容器包装量(kg)	⑧：家庭系排出比率(%) ⑥、⑦がわからない場合は⑧欄に記入してください
3 1	1. 食料品 2. 清涼飲料等 3. 酒類 4. 油脂加工等 5. 医薬品 6. 化粧品等 7. 小売業 8. その他 (1つだけ) ○	a. ガラスびん(無色)	百万円		kg	kg	kg	kg	kg	%
		b. ガラスびん(茶色)	百万円		kg	kg	kg	kg	kg	%
		c. ガラスびん(a.b以外)	百万円		kg	kg	kg	kg	kg	%
		d. ペットボトル (飲料・ようやく・ようやく加工品等・適用)	百万円		kg			kg	kg	%
		e. 紙製容器	225 百万円	250 kg	500 kg	0 kg	500 kg	100 kg	0 kg	%
		f. プラスチック製容器	225 百万円	1,000 kg	2,000 kg	0 kg	2,000 kg	90 kg	0 kg	%
		g. 紙製包装			kg			kg	kg	%
		h. プラスチック製包装			kg			kg	kg	%

【記入例10(P28)】 小売に際してレジ袋を用いる場合(例:スーパー等)

株式会社〇×スーパーマーケット

◆事業規模 : 従業者数 4人

総販売額 2千万円

◆業務内容

小売のみ

①レジ袋を用いて商品を販売

年間販売額 1,500万円

レジ袋は全て国内で購入

②レジ袋を用いずに商品を販売(客がマイバッグに入れる等)

年間販売額 500万円





政府統計

令和2年度 容器包装利用・製造等実態調査

本調査の結果は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく再商品化義務量の算定に必要な量、比率等を主務大臣が定める際の基礎資料以外の目的には使用いたしません。
また、この調査により報告された記入内容は、統計法により秘密が保護されます。

(秘)

容器包装利用・製造等実態調査票

農林水産省・経済産業省

◆一般注意

1. 本調査は、特定事業者の再商品化義務量、業種別の負担割合等について定めるための基礎情報を得る調査です。皆様に協力いただけない場合、算出結果が実態と乖離し、各事業者の再商品化義務量も実態と異なってしまうおそれがありますので、ご協力をお願いいたします。
2. 調査票は、事業所(工場等)ごとではなく企業単位でご回答ください(農業事業体等は業体単位でご回答ください)。
3. 数値記入の質問は、すべて令和元年度(平成31年度)の実績(出ない場合は直近年度の実績)を記入してください。
4. 本調査へは(公財)日本容器包装リサイクル協会の再商品化委託申込を行われた方にご回答ください(詳細は『Q&A集』のQ2をご参照ください)。

○本調査において「容器包装」とは、以下のa)～d)に示す容器や包装を指します。

- a) ガラスびん
- b) ペットボトル(食料品(乳飲料、しょうゆ、しょうゆ加工品等)用、清涼飲料用、酒類用)
- c) 紙製容器包装(主として紙製の箱、袋、カップ、包装紙などを指します。ただし、段ボールと紙バック(アルミの利用されていないもの)は除きます)
- d) プラスチック製容器包装(主としてプラスチック製の箱、ボトル、カップ、袋などを指します。ただし、上記b)のペットボトルは除きます)

※詳細は『記入上の注意』P5「容器包装に関する基本的な考え方」をご参照ください。

○容器包装の「利用」、容器の「製造等」とは、それぞれ以下の①～③を指します。

(利 用) ①商品を容器に入れたり、包装で包んだりすること、②容器に入れられたり、包装で包まれた商品を輸入すること、③前記①、②を他者に委託すること

(製造等) ①容器を製造すること

※詳細は『記入上の注意』P5「容器包装に関する基本的な考え方」をご参照ください。

<回答の手順>

◆事業規模

従業員数 : 4人

総販売額 : 2千万円

1 貴社(あなた)の業務の内容とその販売額について回答

2 容器包装の利用又は製造等の形態について回答(P2～3)

2でア、オを選択

2でイ、カを選択

2でウ、キを選択

3-1 〆(P4～6)

容器包装の利用の量及び販売額

3-2 〆(P6～7)

容器の利用の量及び販売額

4 〆(P8)

容器の製造等の量及び販売額

※3、4どちらも回答いただく場合もあります。該当するもの全てにご回答ください。

◎別紙『記入上の注意』をよくお読みの上、以下の問いにお答えください。

問 貴社(あなた)の業務において、容器包装の利用、容器の製造等を行っていますか。

1. 行っている

2. 行っていない

本票にご回答ください。

※営んでいる業務において容器包装の利用及び製造等をまったく行っていない場合でも、『簡易回答票』に記入の上、ご返送ください。

フェイスシート

貴社名 :

部署名 :

住所 :

※本調査票の送付先と異なる場合はご記入ください

電話 :

※ご担当者様に連絡が可能な番号をご記入ください

メールアドレス :

1. 令和2年3月末時点での従業員数

a. 5人以下

b. 6人以上 20人以下

c. 21人以上

a.～c.の該当するもの1つに〇を付けてください。

2. 令和元年度(平成31年度)総販売額

ア. 7千万円以下

イ. 7千万円超 2億4千万円以下

ウ. 2億4千万円超

ア.～ウ.の該当するもの1つに〇を付けてください。

1 貴社（あなた）の業務の内容とその販売額について

◎貴社（あなた）の業務の内容としてあてはまる**すべての業務の番号に○を付け、業務ごとに令和元年度（平成31年度）（事業年度）の販売額**を記入してください。

- ・金額は、百万円未満を四捨五入して、「百万円」まで記入してください。
- ・販売額とは各業の売上高を意味し、農業にあっては農産物販売額、漁業にあっては漁獲物販売額、林業にあっては林産物販売額、製造業にあっては製造品出荷額、卸売業及び小売業にあっては商品販売額を、それぞれ記入してください。
- ・販売額には、消費税を含めた額を記入してください。
- ・為替レートは決算時のものを使用してください。

- ・業務は日本標準産業分類に準じます。
- ・主たる業務だけではなく、あてはまるすべての業務の販売額を記入してください（容器包装に関連する販売額のみではありません）。

業 務	令和元年度（平成31年度）販売額（百万円）									
I. 農林業としての販売額			兆					億		百万 円
II. 漁業としての販売額			兆					億		百万 円
III. 製造業としての販売額			兆					億		百万 円
IV. 卸・小売業としての販売額			兆					億	20	百万 円
V. 飲食店としての販売額			兆					億		百万 円
VI. その他の業（建設業、サービス業等）としての販売額			兆					億		百万 円

※農家であってもジュースを工場・作業所で製造している場合、その分の販売額は清涼飲料製造業（「III. 製造業としての販売額」）として記入してください。

※商品を輸入して販売している場合は、「IV. 卸・小売業としての販売額」の欄に回答してください。ただし、医薬品を中身だけ輸入して、国内で容器に入れて販売している場合、その販売額は「IV. 卸・小売業としての販売額」ではなく、「III. 製造業としての販売額」の欄にご記入ください。

※製造小売業の販売額については、「IV. 卸・小売業としての販売額」の欄に記入してください。ただし、小売するものが飲食料であって店内に飲食スペースがあり、飲食店業務が主業である場合は「V. 飲食店としての販売額」の欄に記入してください。

2 容器包装の利用又は製造等の形態について

◎貴社（あなた）が利用又は製造している容器包装（a. ～h.）について、利用・製造等（委託・受託の関係）の形態（ア～ク）ごとに該当する記号すべてに○を付けてください。（貴社（あなた）の営む業務によっては同じ容器包装でも利用・製造等の形態が異なる場合がありますので、ここでは、それらすべてについてお答えください。）

◎次にその○を付けた記号の右側の『ご回答いただく設問』へお進みください。

《回答欄について》

（対象となる容器包装）

利用・製造等している容器包装材が回答欄の容器包装（a. ～h.）に該当するかは、別紙『記入上の注意』P5～7の「容器包装に関する基本的な考え方」をご参照ください。

業務は小売業で「卸・小売業」に該当
総販売額は2,000万円

は特定容器製造等事業者であるかの判断をしてください。

注）インプラントとは、特定容器利用事業者が工場内で容器を製造している場合、例えば、プラスチック製フィルムを原反で購入した食料品メーカーが工場内でそれを基に製袋し、商品化している場合を指します。

【2 回答欄（容器包装別／容器包装利用・製造等の形態別チェックシート）】

貴社（あなた）の容器包装利用・製造等の形態（ア～ク）で該当するものすべてを選択してください。次に右の欄で、形態ごとにあてはまる容器包装の種類（a～h）すべてに○を付けてください。

左で選択した容器包装の利用・製造等の形態において、あてはまる容器包装（a.～h.）すべてに○をつけた上で、該当する形態ごとに、欄外右の『ご回答いただく設問』で示された設問にお進みください。

容器包装利用・製造等の形態 (ア～クのうち該当するものすべてを選択してください。)		利用・製造等している容器包装の種類								『ご回答いただく設問』 (ア～クのうち複数の該当する場合、 複数の設問にお進みいただくこともあります。)
		a. ガラス びん (無色)	b. ガラス びん (茶色)	c. ガラス びん (a. b. 以外)	d. ペット ボトル	e. 紙製 容器	f. プラスチック製 容器	g. 紙製 包装	h. プラスチック製 包装	
委託・受託の関係がない商品	ア 自ら製造又は輸入した商品を 国内で購入した容器に入れている。もしくは、 包装に包んでいる。 又は、商品の販売（小売）にあたり、商品を 国内で購入した容器に入れている。もしくは、 包装に包んでいる。 又は、包装に包まれた商品を、輸入している。	a	b	c	d	e	f	g	h	→ P4～6の 3-1 へ
	イ 自ら製造又は輸入した商品を 自ら製造又は輸入した容器に入れている。 又は、商品の販売（小売）にあたり、商品を 自ら製造又は輸入した容器に入れている。 又は、容器に入れられた商品を、輸入している	a	b	c	d	e	f			→ P6～7の 3-2 へ
	ウ 容器を、製造又は輸入している。									→ P8の 4 へ
	エ 上記ア～ウ以外【容器の利用・製造・輸入は行 装材の製造・輸入のみを行									→ この先の質問に回答する 必要はございません。
委託・受託の関係がある商品	オ 商品の容器包装への充填や梱包のみについて受 その委託者である。(充填委託) ※『記注』P8 又は、商品の容器包装への充填や梱包に加え、 中身商品の製造・輸入や、販売について受委託 容器包装の素材、構造、自己の商標使用等の決定権をもつ。 (プライベートブランド等) ※『記注』P8の1.(2)(3)Aに該当 又は、包装に包まれた商品の輸入について受委託があり、 容器包装の素材、構造、自己の商標使用等の決定権をもつ。	a	b	c	d	e	f	g	h	→ P4～6の 3-1 へ
	カ 容器に入れられた商品の輸入について受委託があり、 容器の素材、構造、自己の商標使用等の決定権をもつ。	a	b	c	d	e	f			→ P6～7の 3-2 へ
	キ 容器の製造又は輸入について受委託があり、 受託者である(容器利用事業者の委託の場合)又は、容器の 素材、構造、自己の商標使用等の決定権をもつ(容器利用事業者 以外の委託の場合)。 ※『記注』P8の2.(1)(2)Bに該当	a	b	c	d	e	f			→ P8の 4 へ
	ク 受委託関係にあるが、上記オ～キに該当しない。	a	b	c	d	e	f			→ この先の質問に回答する 必要はございません。

**レジ袋(プラスチック製容器)を使用
して商品を販売。
※レジ袋は「容器」となります。**

ポイント：レジ袋に関しては、どんな商品を入れて販売しても、すべて**小売業**扱い。
また、容器利用商品販売額には、レジ袋に入れて販売した商品の全額を記入する。

①**レジ袋(プラスチック製容器)**を用いて商品を販売した場合 家庭向け、回収なし

年間販売額 1500万円(15百万円) f-①欄

レジ袋使用量 1枚5g×10万枚=500kg f-③欄

②レジ袋を用いずに商品を販売した場合(客がマイバッグ利用等)

年間販売額 500万円 → 容器包装を利用・製造していないので記入しない

注) 鮮魚、精肉販売などに**発泡スチロールトレイ**、**ラップフィルム**を利用している場合は、**トレイは「プラスチック製容器」、ラップフィルムは「プラスチック製包装」として記入**します。また、店頭で**トレイの回収**を実施している場合は、**⑥の回収量欄にも記入**して下さい。

3-1 容器包装の利用の量及び販売額

回答欄	商品が何元に業種 (あてはまる業種番号に各欄1つだけ○を付けてください。)	容器包装の種類	①：容器包装利用商品販売額 (百万円)	②：輸出品利用量(kg)	③：国内利用量(kg) ※中身重量は含みません(他の欄も同様)	④：自主回収認定容器利用量(kg)	⑤：容器包装利用量 (③-④)(kg) ※③-④の値が入ります。	⑥：自主回収認定容器分を除く容器包装回収量(kg)	⑦：③-④-⑥のうち業務用出荷容器包装量(kg)	⑧：家庭系排出比率(%) ⑥、⑦がわからない場合は⑧欄に記入してください
3 1	1. 食料品 2. 清涼飲料等 3. 酒類 4. 油脂加工等 5. 医薬品 6. 化粧品等 7. 小売業 8. その他 (1つだけ) ○	a. ガラスびん(無色)	百万円		kg	kg	kg	kg	kg	%
		b. ガラスびん(茶色)	百万円						kg	%
		c. ガラスびん(a.b以外)	百万円						kg	%
		d. ペットボトル (飲料・しょうゆ・しょうゆ加工品等・酒用)	百万円		kg			kg	kg	%
		e. 紙製容器	百万円	kg	kg	kg	kg	kg	kg	%
		f. プラスチック製容器	15 百万円	0 kg	500 kg	0 kg	500 kg	0 kg	0 kg	%
		g. 紙製包装			kg			kg	kg	%
		h. プラスチック製包装			kg			kg	kg	%

店頭回収があれば⑥に記入

【記入例12(P33)】 事業所で自ら商品を製造し、販売している場合

(例: ケーキ店)

株式会社○×洋菓子店

◆事業規模 : 従業者数 4人

総販売額 2千万円

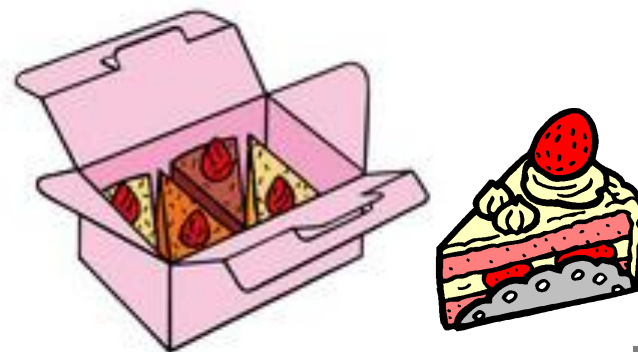
◆業務内容

店内でケーキを製造し、その場で販売 … 製造小売業

ケーキにプラフィルム、アルミシートを付け、紙箱に入れて販売

紙箱、プラフィルムは全て国内で購入。

※アルミシートは特定容器包装に該当しない。





政府統計

令和2年度 容器包装利用・製造等実態調査

本調査の結果は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく再商品化義務量の算定に必要な量、比率等を主務大臣が定める際の基礎資料以外の目的には使用いたしません。
また、この調査により報告された記入内容は、統計法により秘密が保護されます。

(秘)

容器包装利用・製造等実態調査票

農林水産省・経済産業省

◆一般注意

1. 本調査は、特定事業者の再商品化義務量、業種別の負担割合等について定めるための基礎情報を得る調査です。皆様にご協力いただけない場合、算出結果が実態と乖離し、各事業者の再商品化義務量も実態と異なってしまうおそれがありますので、ご協力をお願いいたします。
2. 調査票は、事業所(工場等)ごとではなく**企業単位**でご回答ください(農業事業体等は業体単位でご回答ください)。
3. 数値記入の質問は、すべて**令和元年度(平成31年度)の実績**(出ない場合は直前年度の実績)を記入してください。
4. 本調査へは**〔公財〕日本容器包装リサイクル協会の再商品化委託申込を行われた方にご回答ください**(詳細は『Q&A集』のQ2をご参照ください)。

○本調査において「容器包装」とは、以下のa)～d)に示す容器や包装を指します。

- a) ガラスびん
- b) ペットボトル(食料品(乳飲料、しょうゆ、しょうゆ加工品等)用、清涼飲料用、酒類用)
- c) 紙製容器包装(主として紙製の箱、袋、カップ、包装紙などを指します。ただし、段ボールと紙バック(アルミの利用されていないもの)は除きます)
- d) プラスチック製容器包装(主としてプラスチック製の箱、ボトル、カップ、袋などを指します。ただし、上記b)のペットボトルは除きます)

※詳細は『記入上の注意』P5「容器包装に関する基本的な考え方」をご参照ください。

○容器包装の「利用」、容器の「製造等」とは、それぞれ以下の①～③を指します。

(利 用) ①商品を容器に入れたり、包装で包んだりすること、②容器に入れられたり、包装で包まれた商品を輸入すること、③前記①、②を他者に委託すること

(製造等) ①容器を製造すること、②容器を輸入すること、③前記①、②を他者に委託すること

※詳細は『記入上の注意』P1参照

<回答の手順>

◆事業規模

従業員数 : 4人

総販売額 : 2千万円

1 貴社(あなた)の業務において、容器包装の利用、容器の製造等を行っていますか。

2 容器包装の利用又は製造等の形態について回答(P2～3)

2でア、オを選択

2でイ、カを選択

2でウ、キを選択

3-1 ハ(P4～6)

容器包装の利用の量及び販売額

3-2 ヘ(P6～7)

容器の利用の量及び販売額

4 ヘ(P8)

容器の製造等の量及び販売額

※3、4どちらも回答いただく場合もあります。該当するもの全てにご回答ください。

○別紙『記入上の注意』をよくお読みの上、以下の問いにお答えください。

問 貴社(あなた)の業務において、容器包装の利用、容器の製造等を行っていますか。

1. 行っている

2. 行っていない

本票にご回答ください。

※営んでいる業務において容器包装の利用及び製造等をまったく行っていない場合でも、『簡易回答票』に記入の上、ご返送ください。

フェイスシート

貴社名:

部署名:

連絡先住所:

※本調査票の送付先と異なる場合はご記入ください

電話:

※ご担当者様に連絡が可能な番号をご記入ください

メールアドレス:

1. 令和2年3月末時点での従業員数

a. 5人以下

b. 6人以上 20人以下

c. 21人以上

a.～c.の該当するもの1つに○を付けてください。

2. 令和元年度(平成31年度)総販売額

ア. 7千万円以下

イ. 7千万円超 2億4千万円以下

ウ. 2億4千万円超

ア.～ウ.の該当するもの1つに○を付けてください。

1 貴社（あなた）の業務の内容とその販売額について

◎貴社（あなた）の業務の内容としてあてはまる**すべての業務の番号に○を付け、業務ごとに令和元年度（平成31年度）（事業年度）の販売額**を記入してください。

- ・業務は日本標準産業分類に準じます。
- ・主たる業務だけではなく、あてはまる**すべての業務の販売額**を記入してください（**容器包装に関連する販売額のみではありません**）。

- ・金額は、百万円未満を四捨五入して、「百万円」まで記入してください。
- ・販売額とは各業の売上高を意味し、農業にあっては農産物販売額、漁業にあっては漁獲物販売額、林業にあっては林産物販売額、製造業にあっては製造品出荷額、卸売業及び小売業にあっては商品販売額を、それぞれ記入してください。
- ・販売額には、消費税を含めた額を記入してください。
- ・為替レートは決算時のものを使用してください。

業 務	令和元年度（平成31年度）販売額（百万円）									
I. 農林業としての販売額			兆				億			百万 円
II. 漁業としての販売額			兆				億			百万 円
III. 製造業としての販売額			兆				億			百万 円
IV. 卸・小売業としての販売額			兆				億	20		百万 円
V. 飲食店としての販売額			兆				億			百万 円
VI. その他の業（建設業、サービス業等）としての販売額			兆				億			百万 円

※農家であってもジュースを工場・作業所で製造している場合、その分の販売額は清涼飲料製造業（「III. 製造業としての販売額」として記入してください）。

※商品を輸入して販売している場合は、IV. 卸・小売業としての販売額の欄に回答してください。ただし、医薬品を中身だけ輸入して、国内で容器に入れて販売している場合、その販売額は「IV. 卸・小売業としての販売額」ではなく、「III. 製造業としての販売額」の欄にご記入ください。

※製造小売業の販売額については、「IV. 卸・小売業としての販売額」の欄に記入してください。ただし、小売するものが飲食料であって店内に飲食スペースがあり、飲食店業務が主業である場合は「V. 飲食店としての販売額」の欄に記入してください。

2 容器包装の利用又は製造等の形態について

◎貴社（あなた）が利用又は製造している容器包装（a. ～h.）について、利用・製造等の形態（ア～ク）ごとに該当する記号すべてに○を付けてください。（貴社（あなた）の営む業務によっては同じ容器包装でも利用・製造等の形態が異なる場合がありますので、ここでは、それらすべてについてお答えください。）

◎次にその○を付けた記号の右側の『ご回答いただく設問』へお進みください。

◎回答欄について

（対象となる容器包装）

利用・製造等している容器包装材が回答欄の容器包装（a. ～h.）に該当するかどうかは、別紙『記入上の注意』P5～7の「容器包装に関する基本的な考え方」をご参照ください。

（委託・受託の関係）

容器包装ごとに、容器自体や容器包装利用商品に関する受委託関係がない場合は、選択肢（ア～イ）のうち該当する記号に○を付け、受委託関係がある場合は、選択肢（オ～ク）のうち該当する記号に○を付けてください。

注）受委託関係については、『記入上の注意』P8の「参考2 受託・委託関係」を参照してください。

製造小売業は「**小売業**」に該当

※ただし、店内に飲食スペースがあり、

飲食業の方が主であれば「飲食店」となる。

総販売額**2000万円**

【2 回答欄（容器包装別／容器包装利用・製造等の形態別チェックシート）】

貴社（あなた）の容器包装利用・製造等の形態（ア～ク）で該当するものすべてを選択してください。次に右の欄で、形態ごとにあてはまる容器包装の種類（a～h）すべてに○を付けてください。

左で選択した容器包装の利用・製造等の形態において、あてはまる容器包装（a.～h.）すべてに○をつけた上で、該当する形態ごとに、欄外右の『ご回答いただく設問』で示された設問にお進みください。

容器包装利用・製造等の形態 (ア～クのうち該当するものすべてを選択してください。)		利用・製造等している容器包装の種類								『ご回答いただく設問』 (ア～クのうち複数に該当する場合、 複数の設問にお進みいただくこともあります。)	
		a. ガラス びん (無色)	b. ガラス びん (茶色)	c. ガラス びん (a. b. 以外)	d. ペット ボトル	e. 紙製 容器	f. プラス チック製 容器	g. 紙製 包装	h. プラス チック製 包装		
委託・受託の 関係がない商品	ア 自ら製造又は輸入した商品を 国内で購入した容器に入れている。もしくは、 包装に包んでいる。 又は、商品の販売（小売）にあたり、商品を 国内で購入した容器に入れている。もしくは、 包装に包んでいる。 又は、包装に包まれた商品を、輸入している。	a	b	c	d	☒ e	f	g	☒ h	→ P4～6の 3-1 へ	
	イ 自ら製造又は輸入した商品を 自ら製造又は輸入した容器に入れている。 又は、商品の販売（小売）にあたり、商品を 自ら製造又は輸入した容器に入れている。 又は、容	a	b	c	d	e	f			→ P6～7の 3-2 へ	
	ウ 容器を、		b	c	d	e	f			→ P8の 4 へ	
	エ 上記ア		b	c	d	e	f			→ この先の質問に回答する 必要はございません。	
委託・受託の 関係がある商品	オ 商品の 所 又は、商 中身商品の製造・輸入や、販売について受委託があり、 容器包装の素材、構造、自己の商標使用等の決定権をもつ。 (プライベートブランド等) ※『記注』P8の1.(2)(3)Aに該当 又は、包装に包まれた商品の輸入について受委託があり、 容器包装の素材、構造、自己の商標使用等の決定権をもつ。	a	b	c	d	e		g	h	→ P4～6の 3-1 へ	
	カ 容器に入れられた商品の輸入について受委託があり、	a									
		a									

製造したケーキを**紙箱**に入
れて販売。

製造したケーキに**プラフィルム**を付けて販売。
プラフィルムは**プラスチック製包装**に該当。

※アルミシートは特定容器包
装ではないので調査対象外。

この先の質問に回答する
必要はございません。

ポイント：製造小売の場合は、**小売業**として回答する。

①**紙箱（紙製容器）**について

商品販売額 1個2,000円×1万個＝2000万円（**20百万円**） e-①欄

紙箱使用量 1箱100g×1万個＝**1,000kg** e-③欄

②**プラフィルム（プラスチック製包装）**について

プラフィルム使用量 1枚5g×1万枚＝50kg h-③欄

※ 全て家庭向け販売。回収していない。e-⑥、⑦欄、f-⑥、⑦欄は0kg

3-1 容器包装の利用の量及び販売額

回答欄	商品から見た業種 (あてはまる業種番号に各欄1つだけ○を付けてください。)	容器包装の種類	①：容器包装利用商品販売額 (百万円)	②：輸出品利用量(kg)	③：国内利用量(kg) ※中身重量は含みません(他の欄も同様)	④：自主回収認定容器利用量(kg)	⑤：容器包装利用量 (③-④)(kg) ※③-④の値が入ります。	⑥：自主回収認定容器分を除く容器包装回収量(kg)	⑦：③-④-⑥のうち業務用出荷容器包装量(kg)	⑧：家庭系排出比率(%) ⑥、⑦がわからない場合は⑧欄に記入してください
3 1	1. 食料品 2. 清涼飲料等 3. 酒類 4. 油脂加工等 5. 医薬品 6. 化粧品等 7. 小売業 8. その他 (1つだけ) ○	a. ガラスびん（無色）	百万円		kg	kg	kg	kg	kg	%
		b. ガラスびん（茶色）	百万円		kg	kg	kg	kg	kg	%
		c. ガラスびん（a. b以外）	百万円		kg	kg	kg	kg	kg	%
		d. ペットボトル (飲料・しょうゆ・しょうゆ加工品等・適用)	百万円		kg			kg	kg	%
		e. 紙製容器	20 百万円	0 kg	1,000 kg	0 kg	1,000 kg	0 kg	0 kg	%
		f. プラスチック製容器	百万円	kg	kg	kg	kg	kg	kg	%
		g. 紙製包装			kg			kg	kg	%
		h. プラスチック製包装			50 kg			0 kg	0 kg	%

よくある質問

- Q1** (公財)日本容器包装リサイクル協会に対し、既に再商品化委託を申込んでいるが、本調査にも回答する必要があるのか。
- A1** (公財)日本容器包装リサイクル協会への申し込みは特定事業者が再商品化の義務を果たすためのものです。本調査は、各事業者の再商品化義務量の比率を算出するためのものであり、**目的が異なります**。また、データの守秘義務の関係から、(公財)日本容器包装リサイクル協会に申し込まれている**データを流用することはできません**ので、**本調査にもご協力下さい**。
- Q2** 業務用と家庭用の違いは何か。
- A2** 一般家庭で消費されることを目的とした商品に利用されている容器包装で、家庭から市町村へゴミとして出されるものが家庭用であり、それ以外が業務用となります。
- Q3** 段ボールは今回の調査の対象ではないのか。
- A3** **段ボール**は、牛乳等の飲料用紙パックと同様、有償で取り引きされてリサイクルされているため、容器包装リサイクル法における**再商品化義務の対象外**とされています。そのため、**本調査でも対象外**としています。
- Q4** ペット樹脂製ボトルに入れたドレッシングを製造しているが、容器の種類は「ペットボトル」欄へ計上してよいのか。
- A4** **ペットボトルとして扱われるのは「飲料(酒類含む)、しょうゆ、しょうゆ加工品、みりん風調味料、食酢、調味酢、ドレッシングタイプ調味料、アルコール発酵調味料(料理酒等)の食用油脂を含まず簡易洗浄で内容物、匂いを除去できるもの」に使用しているものに限られます**。それ以外のものに使用している場合は、ペット樹脂製ボトルであっても「プラスチック製容器(プラスチックボトル)」扱いとなります。また、内容量150ml未満のペットボトルもプラスチック製容器扱いとなります。
- Q5** 容器包装リサイクル法は、家庭から排出される容器包装廃棄物が対象となっているのに、なぜ業務用についても記入しなければならないのか。
- A5** 特定事業者が自らの再商品化義務量を算定する際、業務用出荷量が把握できない事業者は、簡易算定方式を用い「排出見込量」を算出することとなっています。**簡易算定方式に用いる係数には(100－事業系比率)(%)という形で事業系比率が反映されており、その事業系比率を決めるために業務用の数字が必要になるためです**。

回答提出方法

【郵 送】 **同封の返信用封筒**に入れ投函してください

簡易回答票はFAXでも構いません

FAX番号：0120-212-205

【オンライン回答】 **e-Gov電子政府の総合窓口**へアクセスし
電子調査票を入力および送信ください。



電子政府の総合窓口e-Gov アクセスはこちら⇒ <https://www.e-gov.go.jp/>
トップページ＞申請・届出＞e-Gov 電子申請＞申請（申請者・代理人）の
「e-Gov電子申請手続検索」欄に、ID 番号【5950000003555】を入力、
手続情報全体から検索し、本調査を選択してください

なお、下記ホームページより調査票、説明資料等のダウンロードが可能です。

（経済産業省）

https://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/3r_policy/policy/research.html



（農林水産省）

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/youki/y_survey/index.html



当調査に関するお問い合わせ先

- 容器包装利用・製造等実態調査事務局
(土、日、祝日を除く 9時～18時)

TEL: 03-5302-6818

FAX: 0120-212-205